

# 常陸太田市障害者計画

## 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

常陸太田市



## はじめに

近年、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある方の重度化と高齢化、親亡き後の問題、医療的ケアが必要な子どもを含めた障がいのある子どもへの支援ニーズの増加などへの対応が求められています。

このような中、常陸太田市では、国の障害福祉施策である「第4次障害者基本計画」や茨城県の「第2期新しいばらき障害者プラン」と整合性を図り、「誰もが、ふれあい、支えあい、助けあい、ともに生きるまちづくり」を基本理念とした「常陸太田市障害者計画」を策定し、障がい福祉施策に取り組んでまいりました。

このたび、計画の最終年度にあたり、国の制度改正の趣旨、障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「常陸太田市障害者計画・常陸太田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を新たに一体的な計画として策定いたしました。

新しい計画では、これまでの取り組みを引き続き進めるとともに、さらなる障がい福祉施策の充実を図り、住み慣れた地域でお互いに助けあい、支えあい、安心安全に尊厳をもって、その人らしく暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

本計画の推進にあたりましては、行政だけでなく、市民の皆さま、サービス提供事業者等が一丸となって連携していくことが大変重要と考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました常陸太田市障害者自立支援協議会の皆様をはじめ、関係団体及び障害者支援機関の皆様、そしてアンケート調査、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年3月

常陸太田市長 宮田 達夫

## ～ 目 次 ～

第1章	計画の策定にあたって	
1	<a href="#">計画策定の趣旨</a>	2
2	<a href="#">計画の位置づけ</a>	3
3	<a href="#">計画の期間</a>	4
4	<a href="#">計画の対象者</a>	4
5	<a href="#">計画達成状況の点検及び評価</a>	5
第2章	障がい者を取り巻く現状	
1	<a href="#">障がい者の現状</a>	7
2	<a href="#">障害福祉サービス等の体系</a>	15
3	<a href="#">障害福祉サービス等の概要</a>	16
4	<a href="#">障害福祉サービス等利用決定状況からみた動向</a>	19
5	<a href="#">障害福祉に関するアンケート結果の概要等</a>	21

### 常陸太田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章	第6期計画の評価	
1	<a href="#">数値目標</a>	31
2	<a href="#">障害福祉サービス等の目標値</a>	32
第2章	計画の基本方針	
1	<a href="#">成果目標</a>	40
第3章	障害福祉サービス等の見込量と方策	
1	<a href="#">訪問系サービス</a>	44
2	<a href="#">日中活動系サービス</a>	45
3	<a href="#">居住系サービス</a>	47
4	<a href="#">相談支援サービス</a>	48
5	<a href="#">地域生活支援事業</a>	49
6	<a href="#">障害児支援</a>	54

### 常陸太田市障害者計画

第1章	計画の基本的な考え方	
1	<a href="#">計画の基本理念</a>	57
2	<a href="#">計画の重点目標</a>	58
3	<a href="#">施策の体系</a>	60
第2章	施策の展開	
	<a href="#">重点目標1 障がいに対する理解・配慮を進めます</a>	62
	<a href="#">重点目標2 住み慣れた地域での自立した生活支援に努めます</a>	65

<a href="#">重点目標3 安心できる保健・医療体制の強化を図ります</a>	68
<a href="#">重点目標4 障がいのある人の社会参加を促進します</a>	70
<a href="#">重点目標5 子どもの個性に応じた療育・保育・教育を充実します</a>	71
<a href="#">重点目標6 安全・安心な環境づくりを推進します</a>	74

<a href="#">常陸太田市成年後見制度利用促進基本計画（障害分野）</a>	76
---	----

## 資料編

1 <a href="#">計画策定の経過</a>	80
2 <a href="#">常陸太田市障害者自立支援協議会委員名簿</a>	81

# 第1章 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成28年に「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

本市では、平成24年3月に「誰もが、ふれあい、支えあい、助けあい、ともに生きるまちづくり」を基本理念とした「常陸太田市障害者計画」、令和3年3月には「常陸太田市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めてきました。

このたび、「常陸太田市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」各計画の最終年度にあたり、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として策定しました。

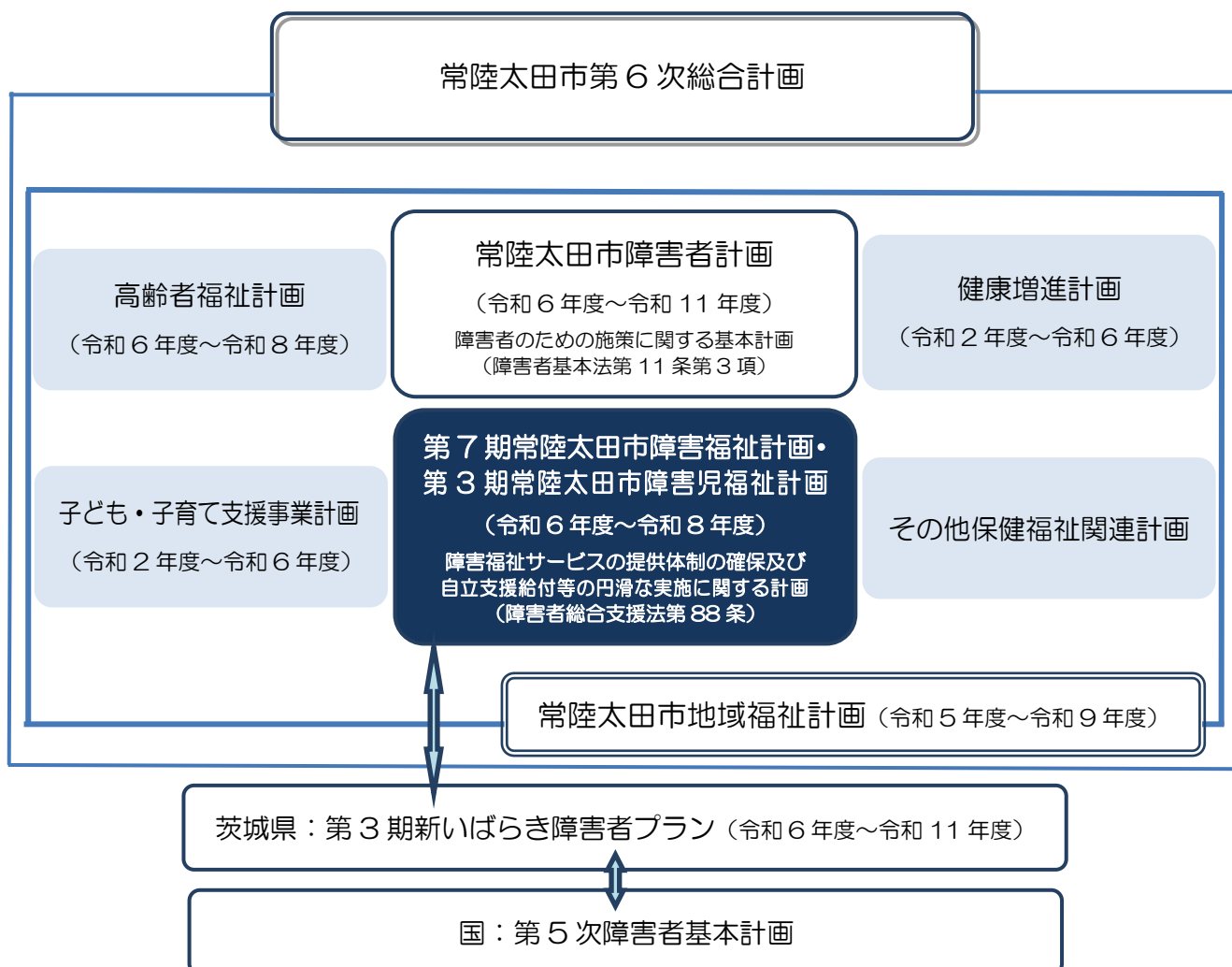
また、令和12(2030)年までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)が国連サミットにおいて掲げられており、本計画を推進するにあたってSDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組むものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画の根拠法令と計画の内容は、以下に示すとおりです。

計画策定にあたっては、国の基本指針や新しいばらき障害者プラン、本市の上位計画及び関連計画との整合性を図るものとします。

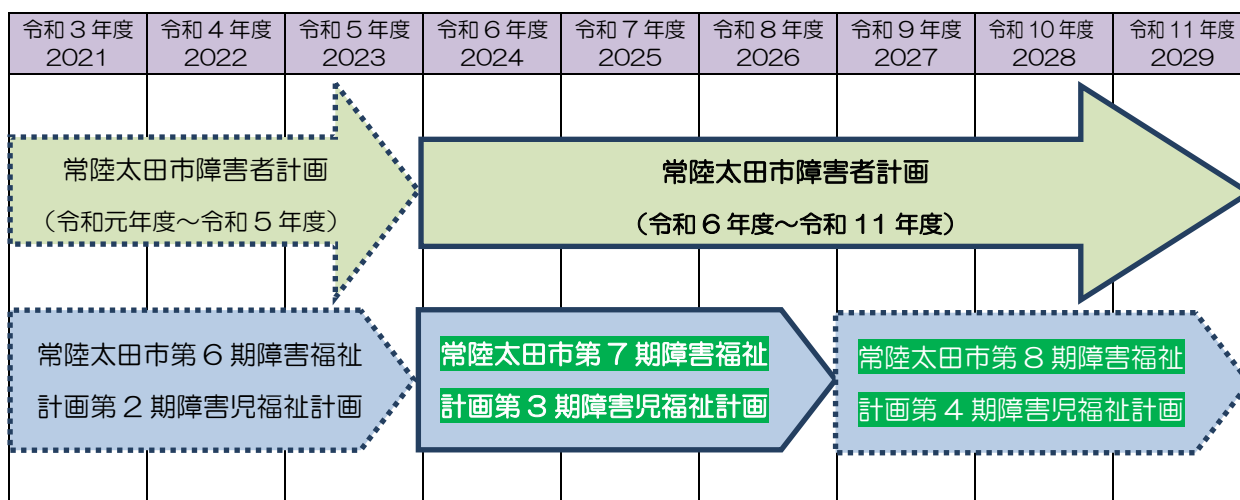
計画名	根拠法令	計画の内容
常陸太田市障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	今後の障害者施策の基本方針を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
第7期 常陸太田市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画
第3期 常陸太田市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込み量を盛り込んだ実施計画





### 3 計画の期間

「常陸太田市障害者計画」は令和6年度から11年度までの6年間、「第7期常陸太田市障害福祉計画・第3期常陸太田市障害児福祉計画」については、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。



### 4 計画の対象者

#### ○「常陸太田市障害者計画」

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、全ての市民が対象です。

#### ○「常陸太田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の対象者であり、以下のとおりです。

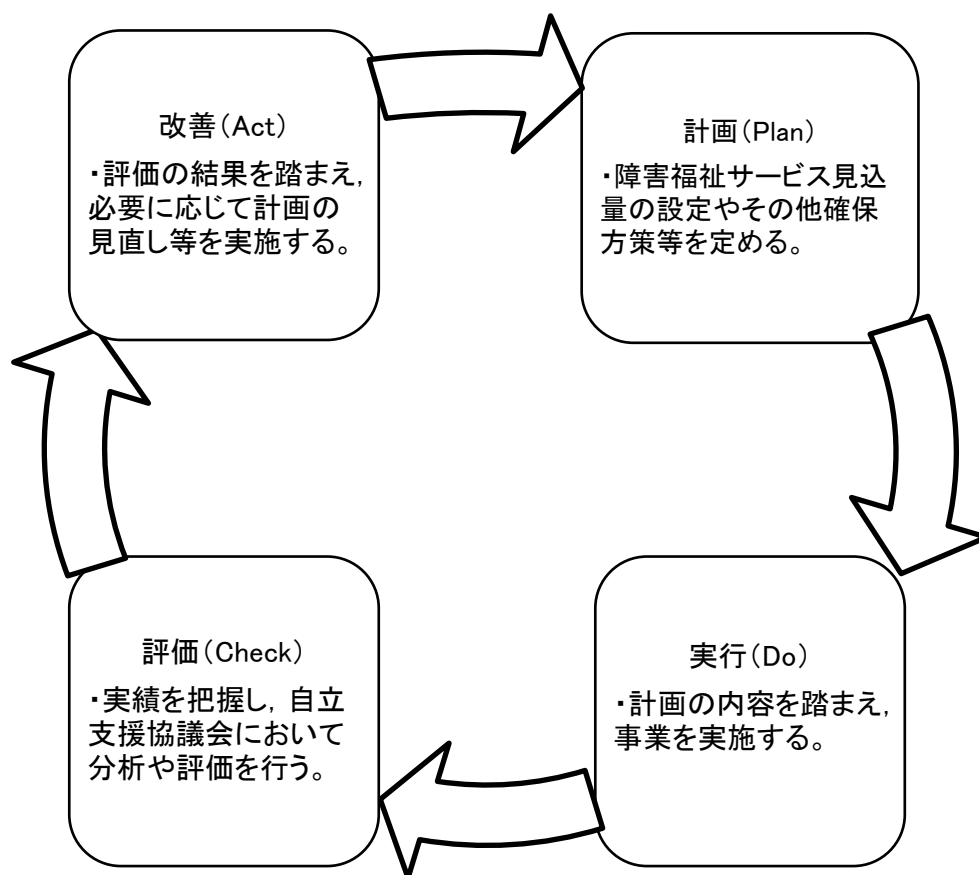
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者（対象疾患366疾患：令和3年11月1日現在）
- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

## 5 計画達成状況の点検及び評価

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、必要な改善や工夫を積み重ね、着実に取組を進めていくことが重要です。

計画における障害福祉サービス事業の推進のため、PDCAサイクルの手法に基づき、定期的（各年度ごと）にサービス見込量の達成状況や地域生活、一般就労の移行等について、常陸太田市障害者自立支援協議会を中心に点検・評価を行ってまいります。点検・評価にあたっては、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、円滑に実施してまいります。

また、必要に応じ、市ホームページ・広報誌等での周知を図り、障害福祉サービスの利用促進を図ります。



## 第2章

# 障がい者を取り巻く現状

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1 障がい者の現状

#### (1) 身体障害者の状況

##### ① 身体障害者手帳所持者数の推移

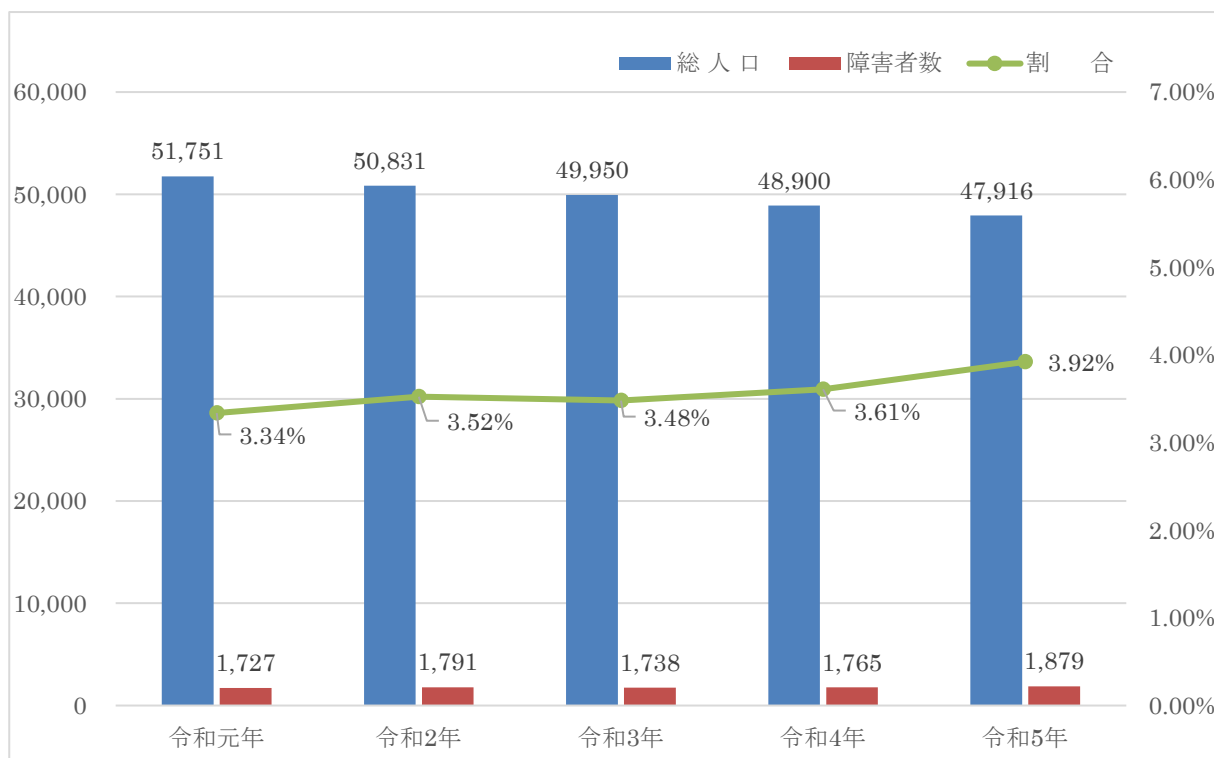
障がいの程度に応じて1級から6級までの手帳が交付されます。

令和5年4月1日現在、本市における身体障害者手帳所持者数は1,879人、総人口に占める割合は3.92%となっています。手帳所持者数の人口に占める割合は、微増となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人 口※	51,751	50,831	49,950	48,900	47,916
手帳所持者数	1,727	1,791	1,738	1,765	1,879
割 合	3.34%	3.52%	3.48%	3.61%	3.92%

※ 人口：各年4月1日現在の住民基本台帳による（以下、同じ）

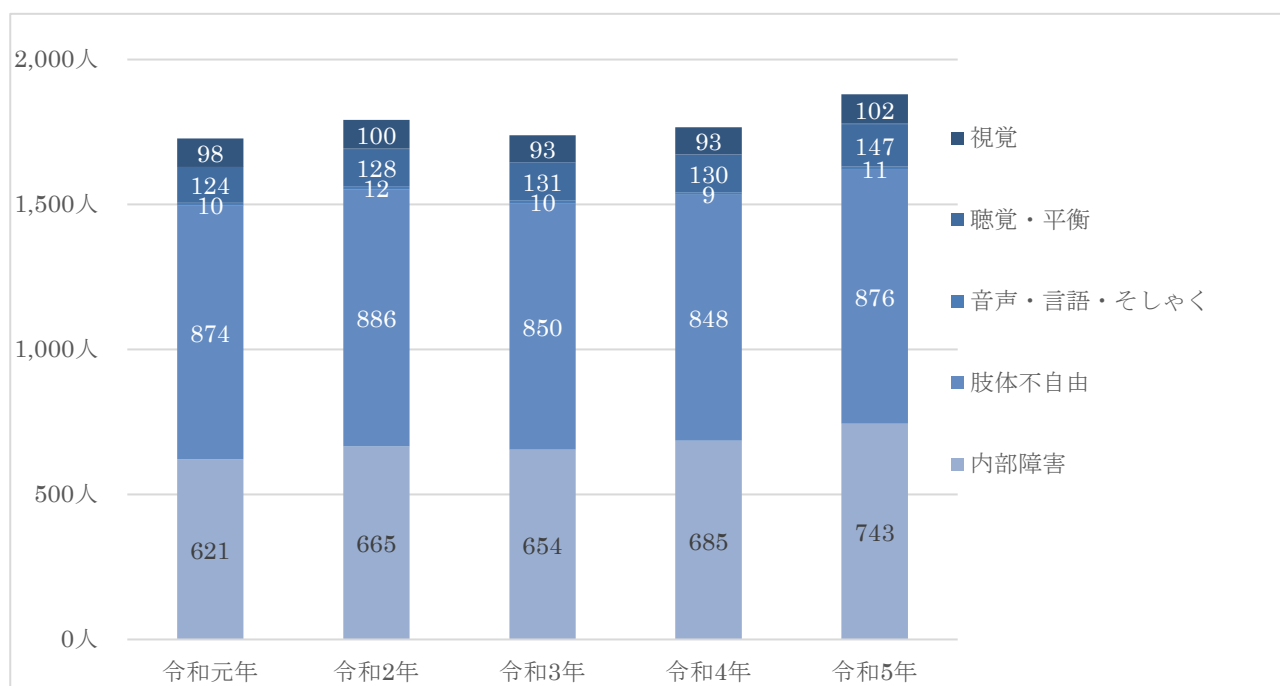


## ② 主たる障害別

肢体不自由による手帳の所持者が令和5年では46.6%と最も多く、次に内部障害が39.5%となっています。各年において、同様の傾向がみられます。

■身体障害者手帳の障がい別所持状況（各年4月1日現在）（単位：上段 人，下段 構成比）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視 覚	98 (5.7%)	100 (5.6%)	93 (5.4%)	93 (5.3%)	102 (5.4%)
聴覚・平衡	124 (7.2%)	128 (7.1%)	131 (7.5%)	130 (7.4%)	147 (7.8%)
音声・言語・ そしゃく	10 (0.6%)	12 (0.7%)	10 (0.6%)	9 (0.5%)	11 (0.6%)
肢体不自由	874 (50.6%)	886 (49.5%)	850 (48.9%)	848 (48.0%)	876 (46.6%)
内部障害	621 (36.0%)	665 (37.1%)	654 (37.6%)	685 (38.8%)	743 (39.5%)
合計	1,727	1,791	1,738	1,765	1,879



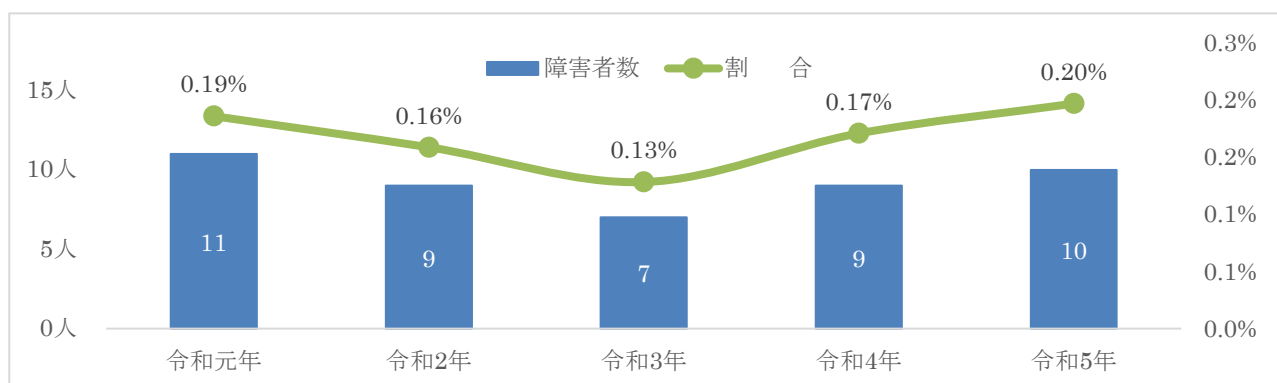
③ 年齢別

令和5年4月1日現在、人口に占める割合は、18歳未満は0.20%、18～64歳は1.75%、65歳以上は7.56%となっています。18歳未満、18～64歳、65歳以上の手帳所持者の割合は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

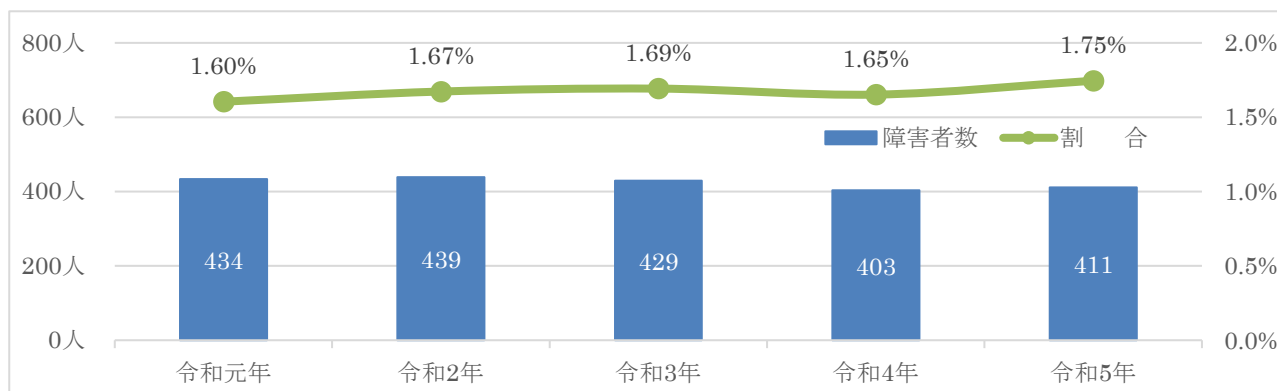
■ 年齢別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在） (単位：人)

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	人 口	5,921	5,675	5,463	5,273	5,084
	手帳保持者数	11	9	7	9	10
	割 合	0.19%	0.16%	0.13%	0.17%	0.20%
18～64歳	人 口	27,054	26,244	25,349	24,392	23,546
	手帳保持者数	434	439	429	403	411
	割 合	1.60%	1.67%	1.69%	1.65%	1.75%
65歳以上	人 口	18,776	18,912	19,138	19,235	19,286
	手帳保持者数	1,282	1,343	1,302	1,353	1,458
	割 合	6.83%	7.10%	6.80%	7.03%	7.56%

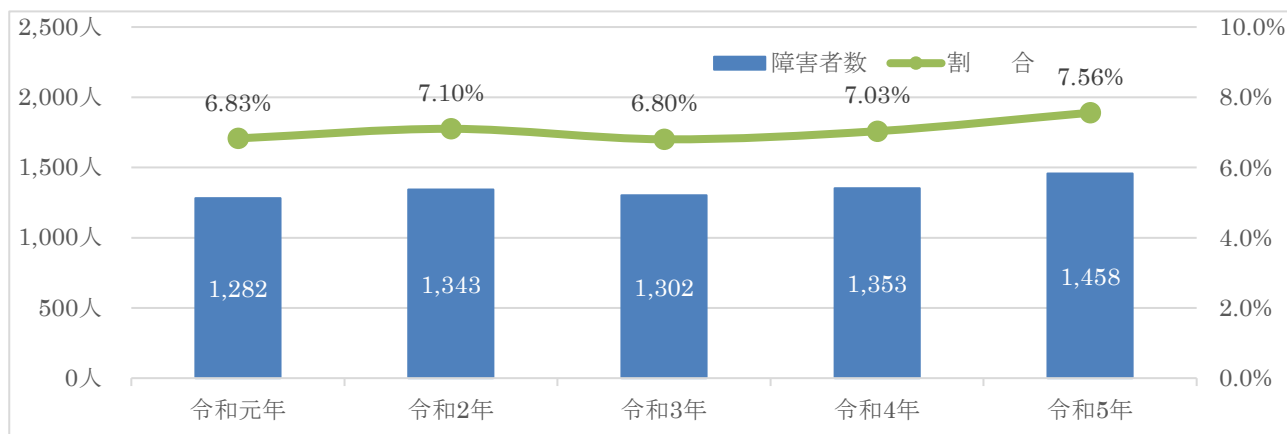
■ 18歳未満



■ 18～64歳



■ 65歳以上



(2) 知的障害者の状況

① 療育手帳所持者数の推移

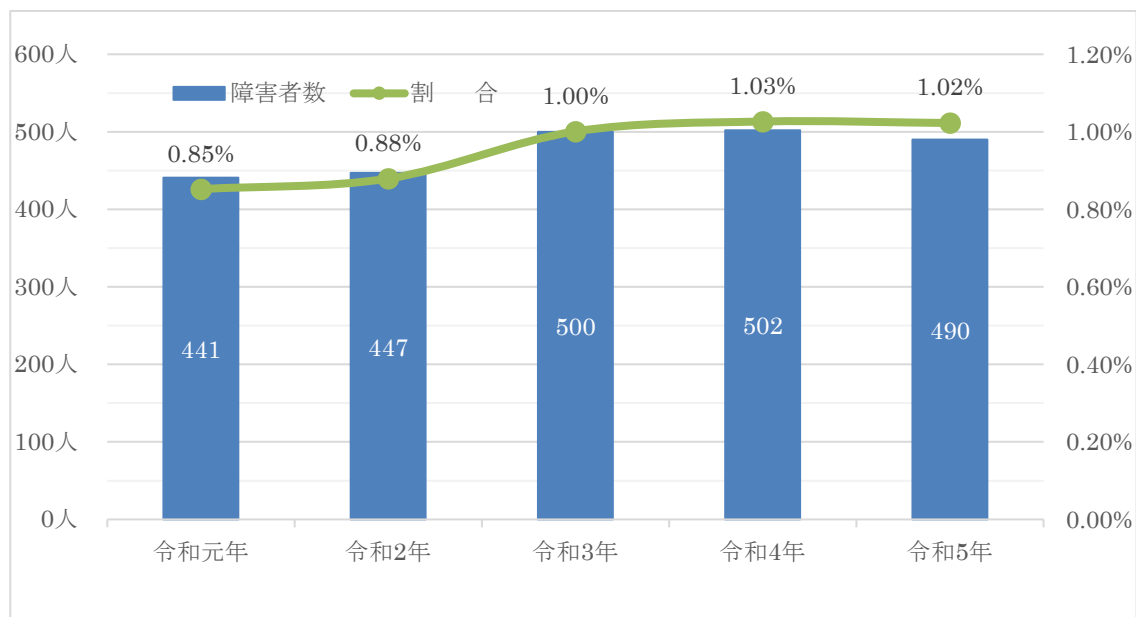
障がいの程度に応じて4段階に区分されます。

令和5年4月1日現在、本市における療育手帳所持者数は、490人、人口に占める割合は1.02%となっており、やや増加傾向にあります。

■ 療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口	51,751	50,831	49,950	48,900	47,916
手帳所持者数	441	447	500	502	490
割合	0.85%	0.88%	1.00%	1.03%	1.02%

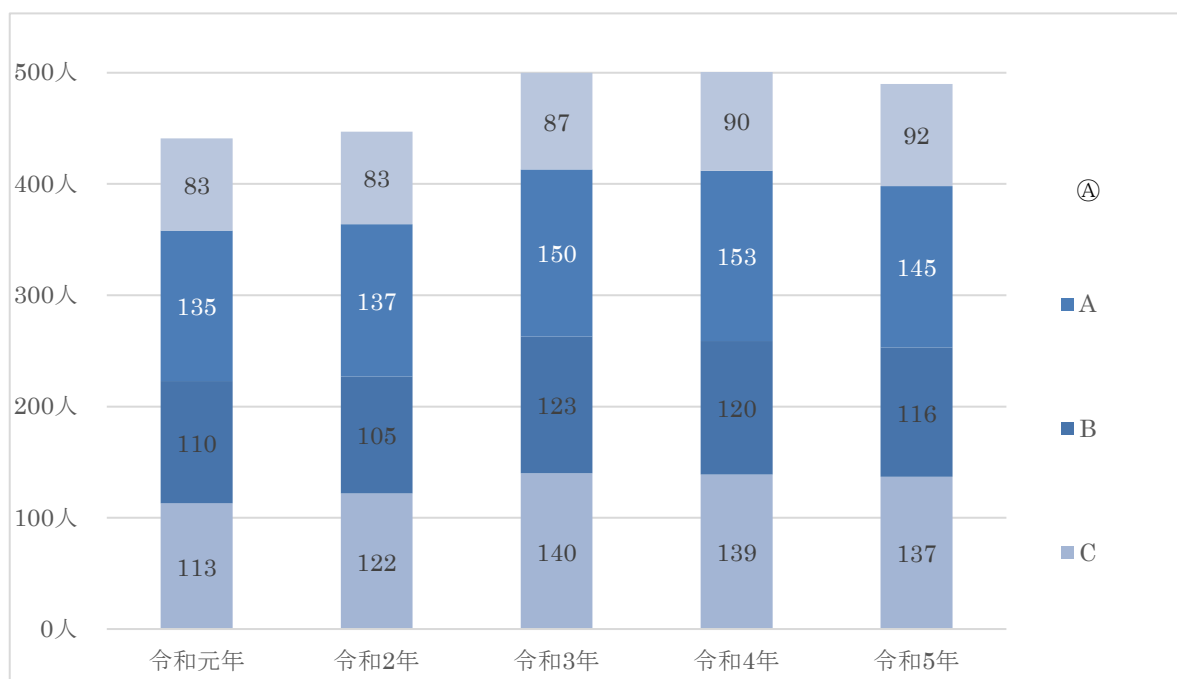


## ② 程度別

各年ともA（重度）が最も多く、令和5年では145人で全体の29.6%となっています。次に、C（軽度）が137人で28.0%となっています。

■療育手帳の障がいの程度別の人数（各年4月1日現在）（単位：上段 人，下段 構成比）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
④ (最重度)	83 (18.8%)	83 (18.6%)	87 (17.4%)	90 (17.9%)	92 (18.8%)
A (重度)	135 (30.6%)	137 (30.6%)	150 (30.0%)	153 (30.5%)	145 (29.6%)
B (中度)	110 (24.9%)	105 (23.5%)	123 (24.6%)	120 (23.9%)	116 (23.7%)
C (軽度)	113 (25.6%)	122 (27.3%)	140 (28.0%)	139 (27.7%)	137 (28.0%)
合計	441	447	500	502	490





## ③ 年齢別

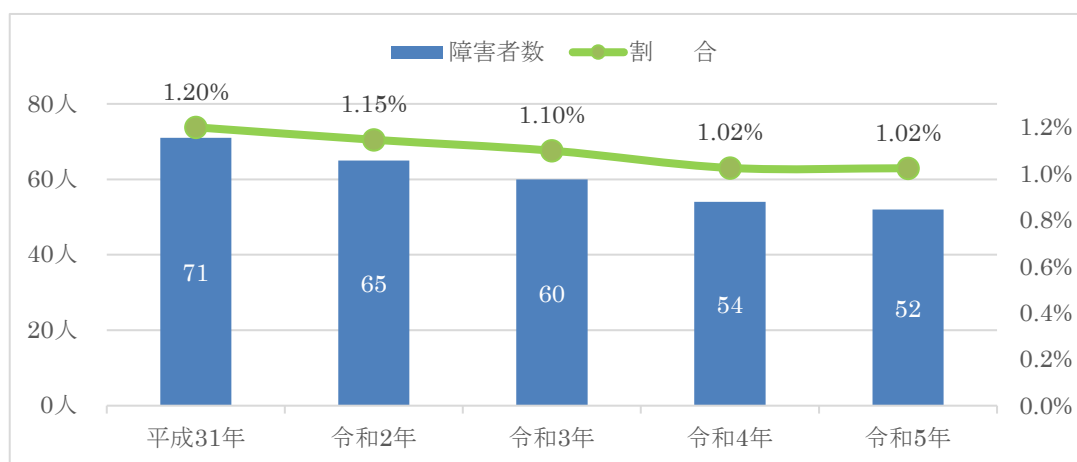
令和5年4月1日現在、人口に占める割合は、18歳未満、18歳以上とも、1.02%となっています。手帳所持者の割合は18歳未満が減少傾向、18歳以上は増加傾向にあります。

■ 年齢別療育手帳所持者数（各年4月1日現在）

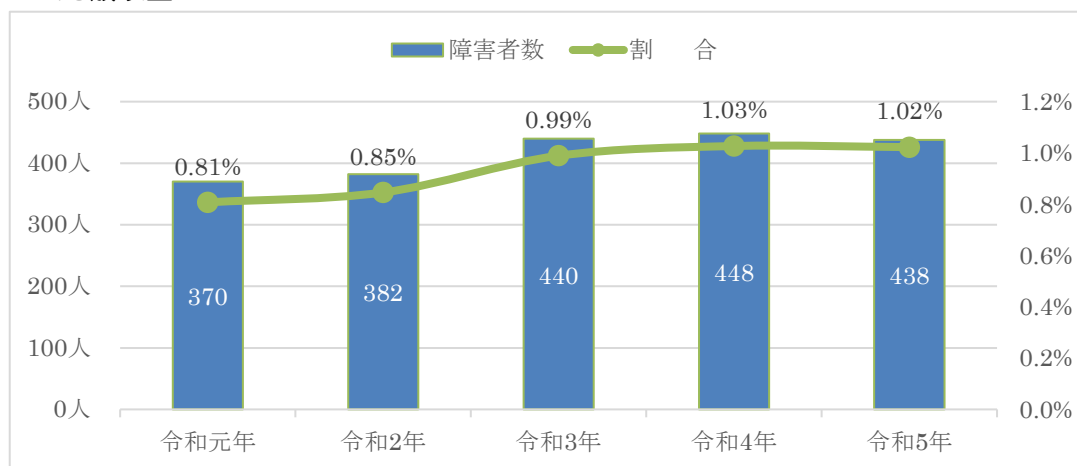
(単位：人)

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	人 口	5,921	5,675	5,463	5,273	5,084
	手帳保持者数	71	65	60	54	52
	割 合	1.20%	1.15%	1.10%	1.02%	1.02%
18歳以上	人 口	45,830	45,156	44,487	43,627	42,832
	手帳保持者数	370	382	440	448	438
	割 合	0.81%	0.85%	0.99%	1.03%	1.02%

## ■ 18歳未満



## ■ 18歳以上



## (3) 精神障害者の状況

## ①精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移

令和5年4月1日現在、本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は336人であり、自立支援医療受給者は735人となっています。

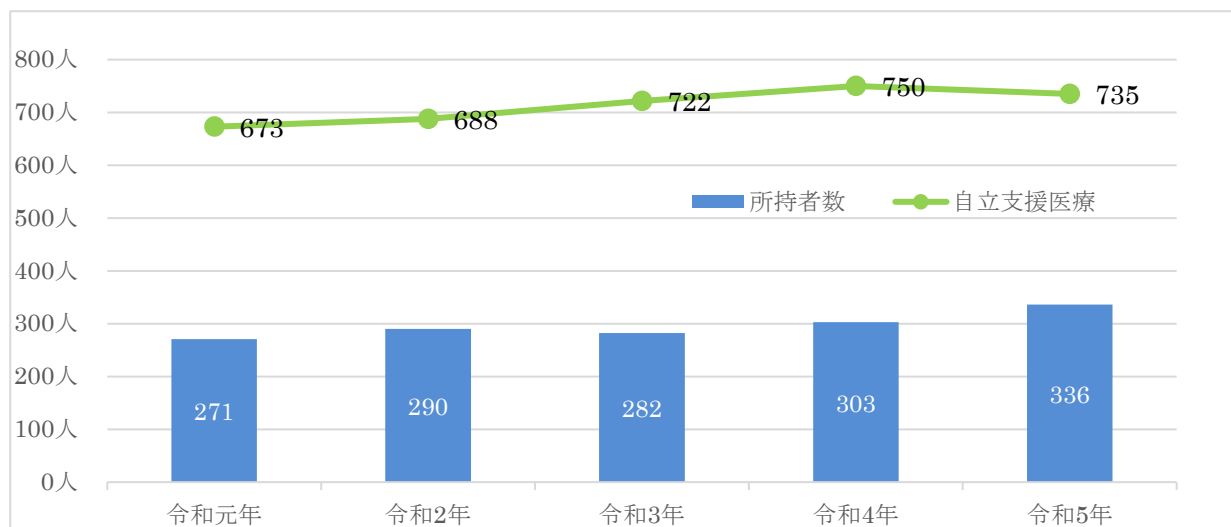
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級をみると、2級(中度)が最も多く全体の59.8%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人 口	51,751	50,831	49,950	48,900	47,916
精神障害者保健福祉手帳所持者数	271	290	282	303	336
自立支援医療受給者数	673	688	722	750	735

■精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療受給者の人数（単位：上段 人，下段 構成比）

区 分	精神障害者保健福祉手帳所持者				自立支援医療
	1級(重度)	2級(中度)	3級(軽度)	合計	
令和5年	38 11.3%	201 59.8%	97 28.9%	336 100.0%	735



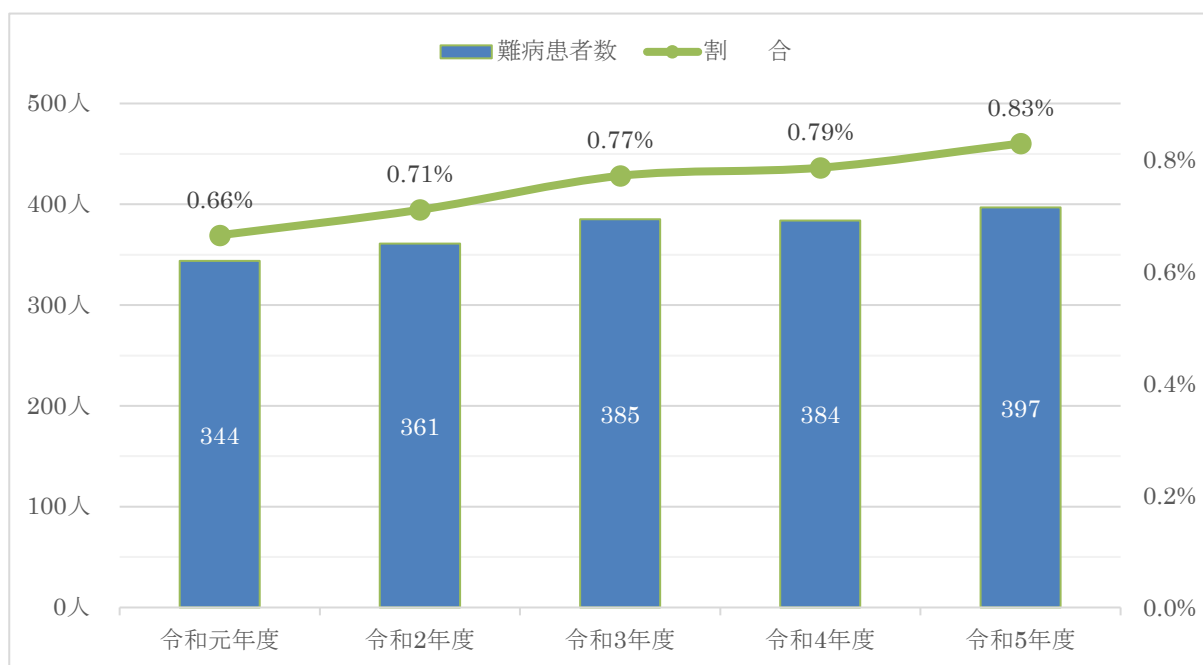
## (4) 難病患者の状況

本市における指定難病特定医療費等の受給者数は、令和5年4月1日現在、397人、人口に占める割合は0.83%で、増加傾向が続いています。

■指定難病特定医療費等受給者数（各年度末現在） (単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人 口	51,751	50,831	49,950	48,900	47,916
受給者数	344	361	385	384	397
割 合	0.66%	0.71%	0.77%	0.79%	0.83%

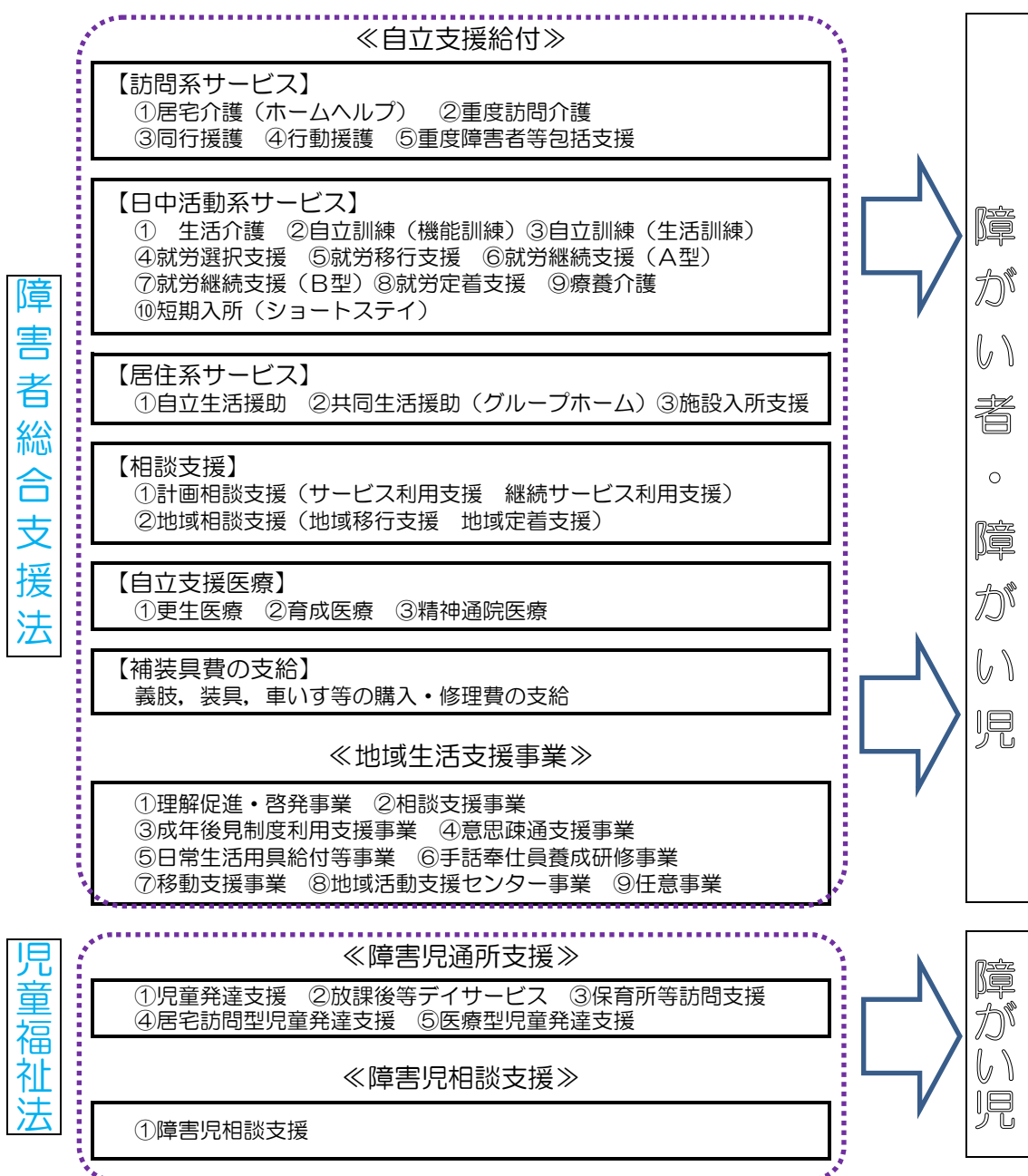
資料：受給者数／茨城県ひたちなか保健所



## 2 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法及び児童福祉法による障害福祉サービスは、「自立支援給付」・「地域生活支援事業」・「障害児通所支援」・「障害児相談支援」から構成されます。

### 【障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系】



### 3 障害福祉サービス等の概要

#### (1) 自立支援給付

区 分	サービス名	内 容
訪問系サービス	居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常時介護を要する人に居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護等を総合的に行うサービスを提供します。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出時の移動に必要な情報や移動の援護のサービスを提供します。
	行動援護	知的または精神障がいにより、行動上著しい困難がある人に行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
	重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

区 分	サービス名	内 容
日中活動系サービス	生活介護	昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
	自立訓練 (機能訓練)	身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等のサービスを提供します。
	自立訓練 (生活訓練)	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等のサービスを提供します。
	就労選択支援	就労を希望する障がい者本人が、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう、必要な支援を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
	就労継続支援 (A型)	就労機会の提供や生産活動、その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
	就労継続支援 (B型)	一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労につながった障がい者に対して、生活面や職場での問題解決に向けて必要となる支援を提供します。
	療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を要する人が対象となります。主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
	短期入所	短期間、夜間も含め、施設で食事、入浴、排せつの介護等のサービスを提供します。

区 分	サービス名	内 容
居住系 サービス	自立生活援助	施設等を退所し、一人暮らしを希望する障がい者へ一定期間にわたり巡回訪問や相談等の支援を提供します。
	共同生活援助	共同生活を営みながら、主に夜間において相談、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	主として夜間に、食事、入浴、排せつの介護等を行います。

区 分	サービス名	内 容
相談支援	計画相談支援	サービス利用計画作成の支援を行います。 障害福祉サービス利用計画を作成した利用者のモニタリングを行い、サービスの利用状況等を検証し、より適切に利用できるための見直し等を行います。
	地域移行支援	施設や病院から退所・退院する人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

## (2) 地域生活支援事業

区 分	サービス名	内 容
必須事業	理解促進・啓発事業	障がい者が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」の解消を目的とし、障がい者等の理解を深めるための情報発信や啓発事業に取り組みます。
	相談支援事業	障がい者の福祉に関する問題について、障がい者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業	知的または精神障がいにより自己判断が困難で、権利擁護や身上監護を行う必要がある者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。
	日常生活用具等給付事業	日常生活用具または居宅生活動作補助用具の購入費等の給付を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が、日常生活または社会生活を営むことができるよう交流活動を促進し、福祉の増進を図るため手話奉仕員の養成を行います。
	移動支援事業	日常の外出及び余暇活動等、社会参加における外出時の移動支援を行います。
	地域活動支援センター事業	地域で生活する障がい者の日常的な相談、生活支援、地域交流活動等を行い、自立、社会参加の促進を図ります。

区分	サービス名	内容
任意事業	訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の良好な日常生活を支援します。
	日中一時支援	障害福祉サービス事業所などにおいて活動の場の提供、見守り等を行います。

### (3) 障害児支援

区分	サービス名	内容
障害児 通所支援	児童発達支援	療育の必要があると認められた乳幼児または未就学児に、基本的な動作指導や集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等 デイサービス	授業終了後または休業日に支援が必要と認められる就学児に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等の施設において、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度障がいのため外出が困難な障がい児に対し、居宅へ訪問し、療育指導等の支援を行います。
	医療型 児童発達支援	医学的管理下での支援が必要な障がい児に対し、機能訓練等の支援を行います。
障害児 相談支援	障害児相談支援	児童や保護者に対し、サービス利用計画作成の支援を行います。また、モニタリングを行い、サービスの利用状況等を検証し、より適切に利用できるための見直し等を行います。

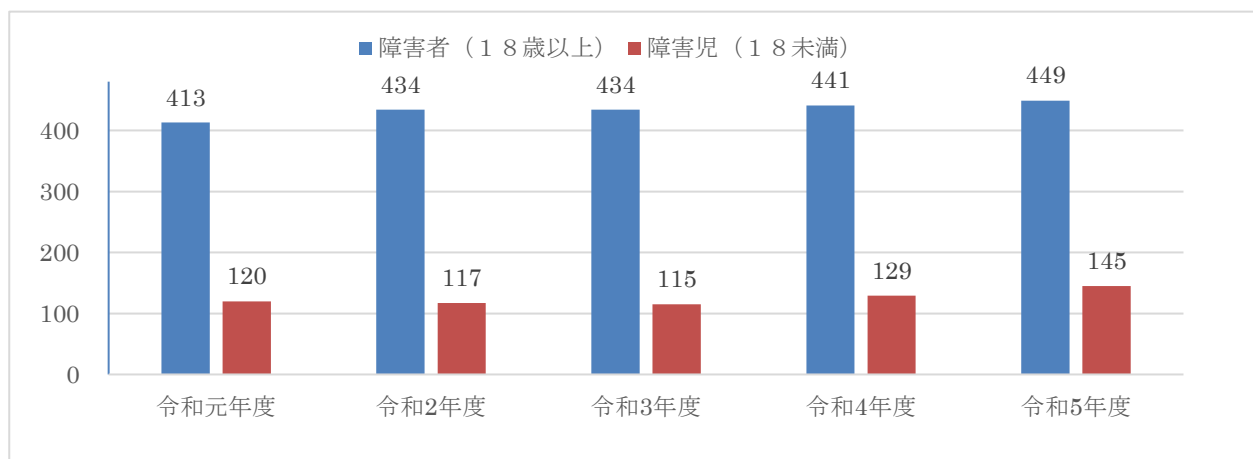
## 4 障害福祉サービス等利用決定状況からみた動向

### (1) 障害福祉サービス等利用決定者数

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用決定者数の推移です。障害者（18歳以上）、障害児（18歳未満）ともに増加傾向となっています。

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害者（18歳以上）	413	434	434	441	449
障害児（18未満）	120	117	115	129	145



※各年度4月1日現在

### (2) 障害支援区別の障害福祉サービス利用決定者数

障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」を利用するにあたり、支援の必要度に応じた市の支給決定を受ける必要があります。障害支援区分は6段階あり、区分6は必要度が最も高いことを示します。居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護等の「介護給付」を利用する場合は、必ず障害支援区分認定が必要です。一方、就労移行支援や就労継続支援等の「訓練等給付」のみを利用する場合は、障害支援区分の認定の必要はなく、サービスを利用することができます。

また、児童福祉法に基づく障害児通所給付の利用については、障害支援区分の設定はなく、心身の状況等について調査を行った後、利用決定を行います。



(単位：人)

令和3年度		身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分なし	9	43	54	1	107
	区分1	0	12	9	0	21
	区分2	7	11	34	0	52
	区分3	10	40	16	0	66
	区分4	7	59	4	0	70
	区分5	7	46	1	0	54
	区分6	24	39	1	0	64
総数		64	250	119	1	434

令和4年度		身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分なし	9	45	48	1	103
	区分1	0	12	11	0	23
	区分2	8	12	36	0	56
	区分3	8	42	13	0	63
	区分4	7	61	7	0	75
	区分5	8	50	2	0	60
	区分6	24	36	1	0	61
総数		64	258	118	1	441

令和5年度		身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分なし	11	45	49	2	107
	区分1	0	12	13	0	25
	区分2	7	16	35	0	58
	区分3	6	41	14	0	61
	区分4	8	59	9	0	76
	区分5	8	47	1	0	56
	区分6	25	40	1	0	66
総数		65	260	122	2	449

※各年度4月1日現在

## 5 障害福祉に関するアンケート結果の概要等

### 1 調査の目的

このアンケート調査は、「常陸太田市障害者計画」の改定にあたり、障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスに対する評価、今後の施策ニーズ等を把握し、計画に反映することを目的に実施したものです。

### 2 調査設計

#### (1) 調査対象者

市内在住の障害者手帳所持者及び指定難病等医療受給者（難病患者）から、無作為に以下の人数を抽出しました。

①身体障害者手帳所持者	527人
②療育手帳所持者	134人
③精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者	224人
④指定難病等医療受給者	115人
	<u>合計 1,000人</u>

#### (2) 調査方法

郵送による配付・回収

#### (3) 調査期間

令和4年11月28日～12月16日まで

#### (4) 調査内容

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ①年齢・性別・ご家族などについて | ⑤相談相手について    |
| ②障がいの状況について      | ⑥権利擁護について    |
| ③住まいや暮らしについて     | ⑦災害時の避難等について |
| ④日中活動や就労について     |              |

### 3 回収状況

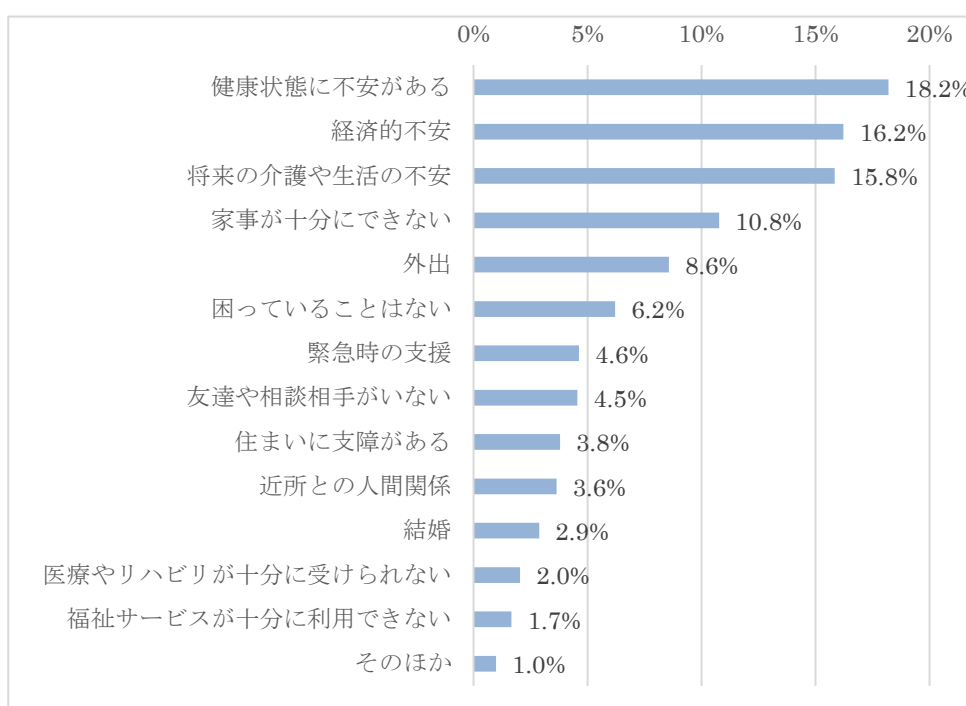
配付数	有効回収数	回収率
1,000	513	51.3%

#### 【注意事項】

- ① 回答は、それぞれの質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示しています。
- ② 回答割合（%）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。したがって、回答の合計が必ずしも100%にならない場合（99.9%、100.1%など）があります。
- ③ 回答者が2つ以上回答することのできる質問（複数回答形式）については、%の合計は通常、100%を超えています。また、障害種別での集計については複数の障害等がある場合、各々で計上しているため合計数が実回答者指数（513名）を超えることがあります。

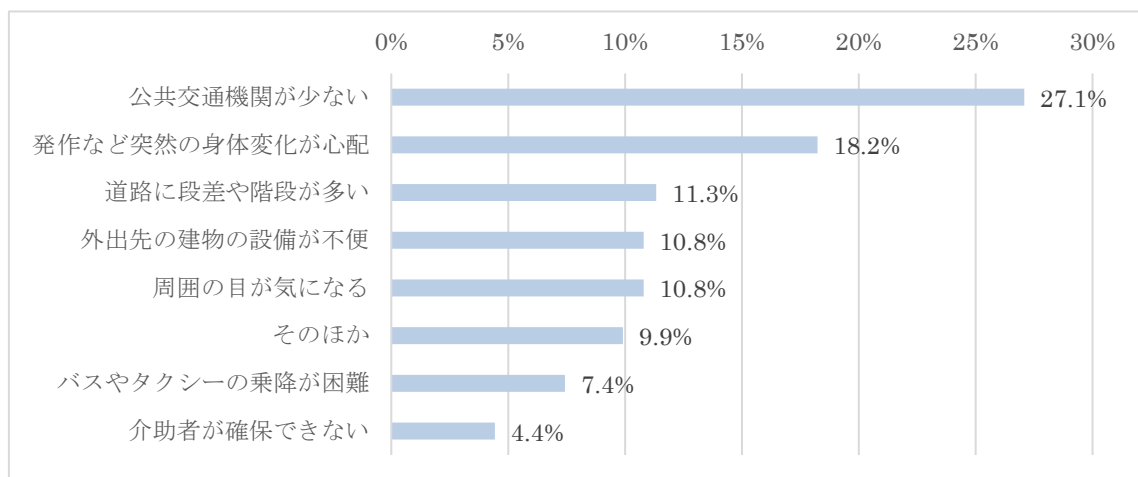
あなたは、生活するうえで困っていることがありますか。(複数回答)

○「健康状態に不安がある」(18.2%)という回答が最も多く、次いで「経済的不安」(16.2%)、「将来の介護や生活の不安」(15.8%)、「家事が十分にできない」(10.8%)が続いています。「困っていることはない」という回答が6.2%ありました。「そのほか」としては、「先祖からの土地家屋を承継する相続人不在」、「地域行事や役割が負担」等の回答でした。



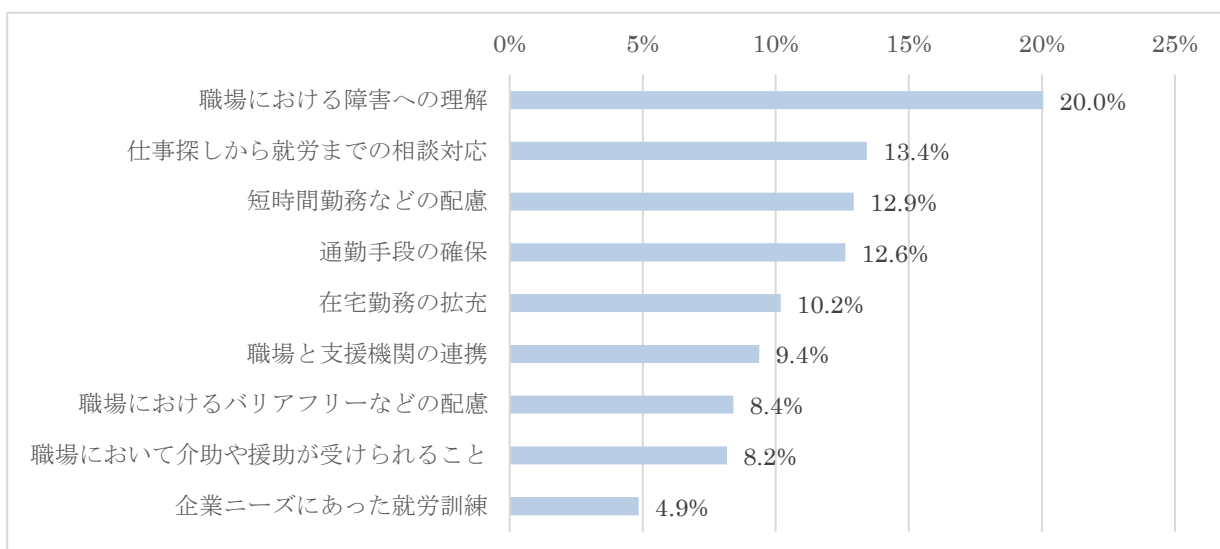
外出するときに困っていることはありますか。（複数回答）

○「公共交通機関が少ない」（27.1%）という回答が最も多く、次いで「発作など突然の身体変化が心配」（18.2%）、「道路に階段や段差が多い」（11.3%）の順に多く、「外出先の建物の設備が不便」と「周囲の目が気になる」（ともに 10.8%）が続いています。「そのほか」としては、「運転できなくなった後が心配」、「特になし」等の回答でした。



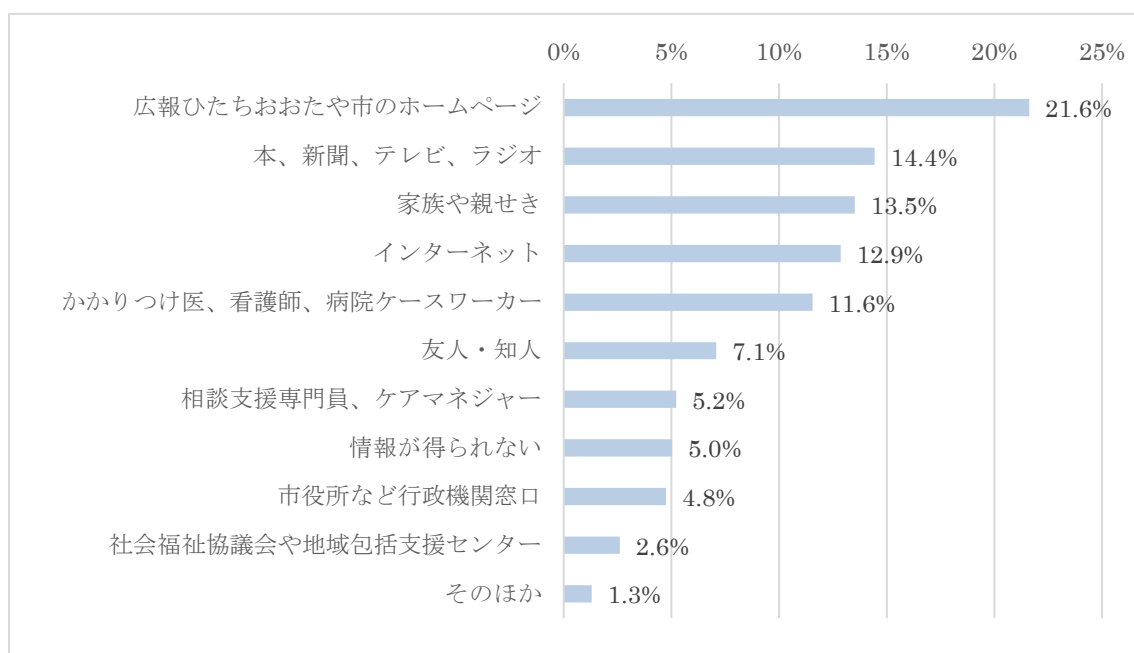
あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

○「職場における障がいへの理解」（20.0%）が最も多く、「仕事探しから就労までの相談対応」（13.4%）、「短時間勤務などの配慮」（12.9%）の順に多くなっています。



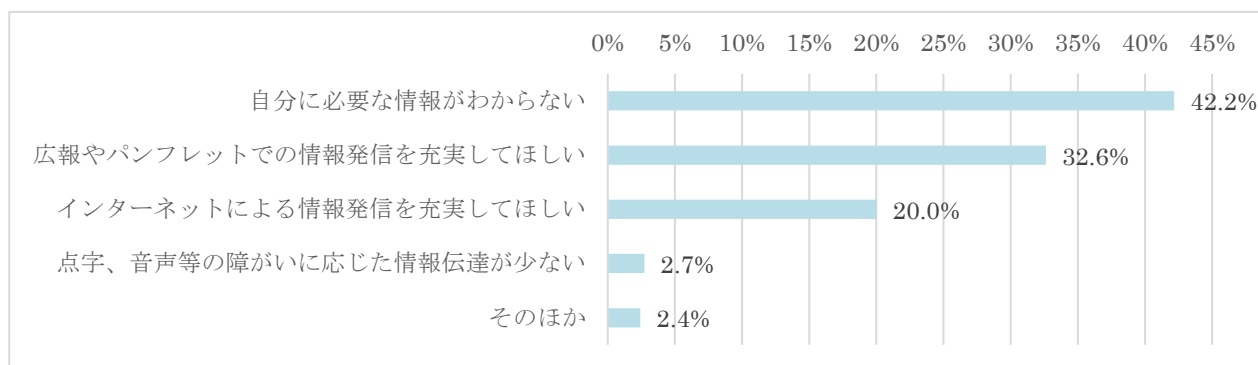
あなたは、福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。  
(複数回答)

○「広報ひたちおおたや市のホームページ」(21.6%)という回答が最も多く、次いで「本や新聞、テレビやラジオ」(14.4%)、「家族や親せき」(13.5%)、「インターネット」(12.9%)、「かかりつけの医師や看護師」(11.6%)の順に多くなっています。「そのほか」としては、「学校」、「茨城県中途失聴・難聴者協会」、「患者の会」等の回答でした。



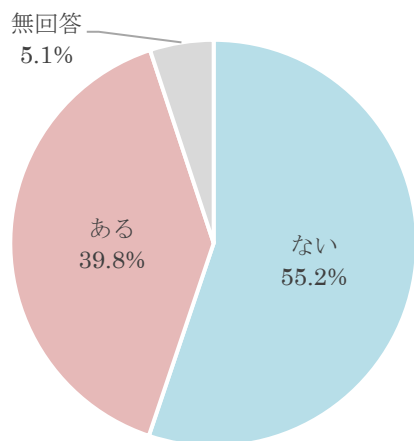
あなたは、現在の障害福祉サービスに関する情報提供について、どのように思いますか。(複数回答)

○「自分に必要な情報がわからない」(42.2%)が最も多い回答です。「広報やパンフレットでの情報発信を充実してほしい」(32.6%)、「インターネットによる情報発信を充実してほしい」(20.0%)の順となっています。



**あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。**

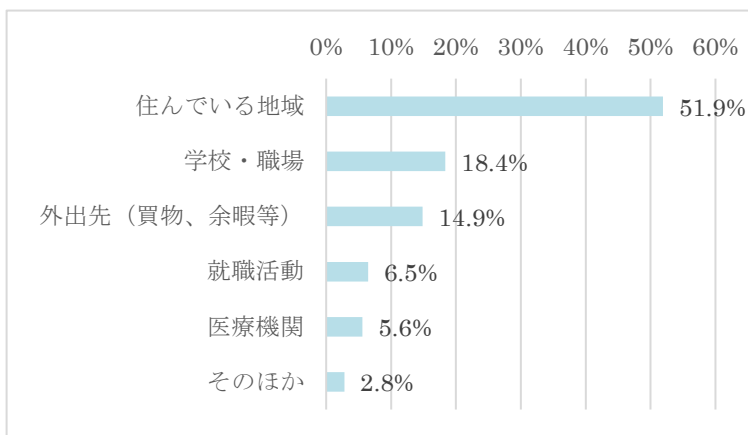
○「ない」(55.2%),「ある」(39.8%),「無回答」(5.1%)という回答結果となりました。



項目	人数	割合
ない	283	55.2%
ある	204	39.8%
無回答	26	5.1%
合計	513	100.0%

**どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)**

○「住んでいる地域」(51.9%)が最も多く、「学校・職場」(18.4%),「外出先(買物, 余暇等)」(14.9%)の順に多くなっています。「就職活動」(6.5%)や「医療機関」(5.6%)において差別や嫌な思いをしたとの回答がありました。

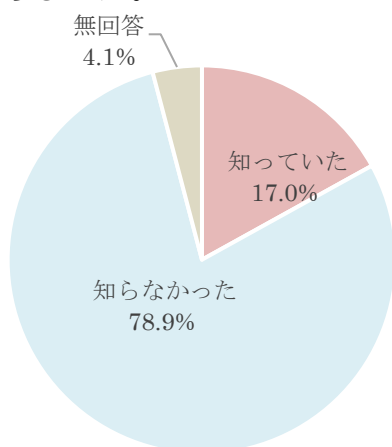


項目	人数	割合
住んでいる地域	297	51.9%
学校・職場	105	18.4%
外出先(買物, 余暇等)	85	14.9%
就職活動	37	6.5%
医療機関	32	5.6%
そのほか	16	2.8%
合計	572	100.0%

平成28年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されていますが、ご存じですか。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現にむけ、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

○「知っていた」が17.0%、「知らなかった」が78.9%、「無回答」が4.1%という結果となりました。

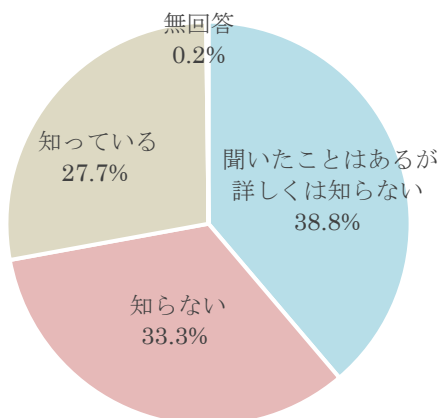


項目	人数	割合
知っていた	87	17.0%
知らなかった	405	78.9%
無回答	21	4.1%
合計	513	100.0%

成年後見制度を知っていますか。

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分ではない方の財産や権利を守るための制度です。本人が不利益を受けないように、家庭裁判所に選任された成年後見人や保佐人などが本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行います。

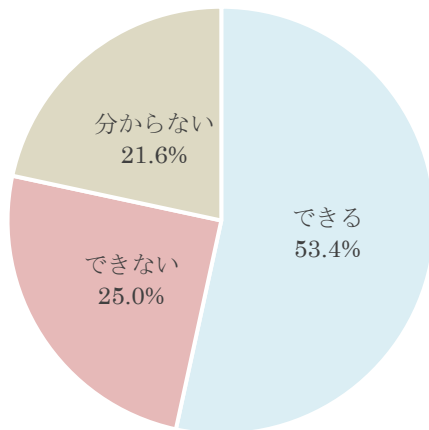
○「成年後見制度」については、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」(38.8%)が最も多く、次いで「知らない」(33.3%)、合わせて72.1%となりました。「知っている」は27.7%でした。



項目	人数	割合
聞いたことはあるが詳しくは知らない	199	38.8%
知らない	171	33.3%
知っている	142	27.7%
無回答	1	0.2%
合計	513	100.0%

あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。

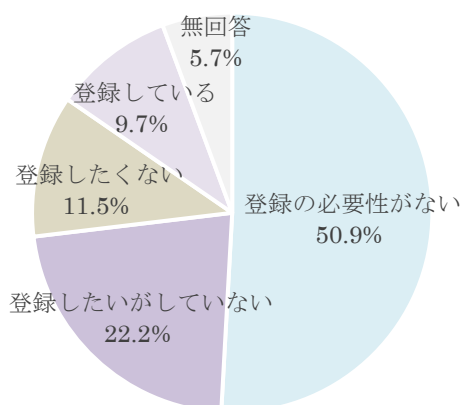
○「できる」(53.4%) が最も多い回答ですが、「できない」(25.0%) と「分からない」(21.6%) を合わせると半数近く(46.6%) を占めています。



項目	人数	割合
できる	274	53.4%
できない	128	25.0%
分からない	111	21.6%
合計	513	100.0%

「避難行動要支援者名簿」に登録していますか。

○「登録の必要性がない」(50.9%) が最も多く、次いで「登録したいがしていない」(22.2%), 「登録したくない」(11.5%) の順になっています。

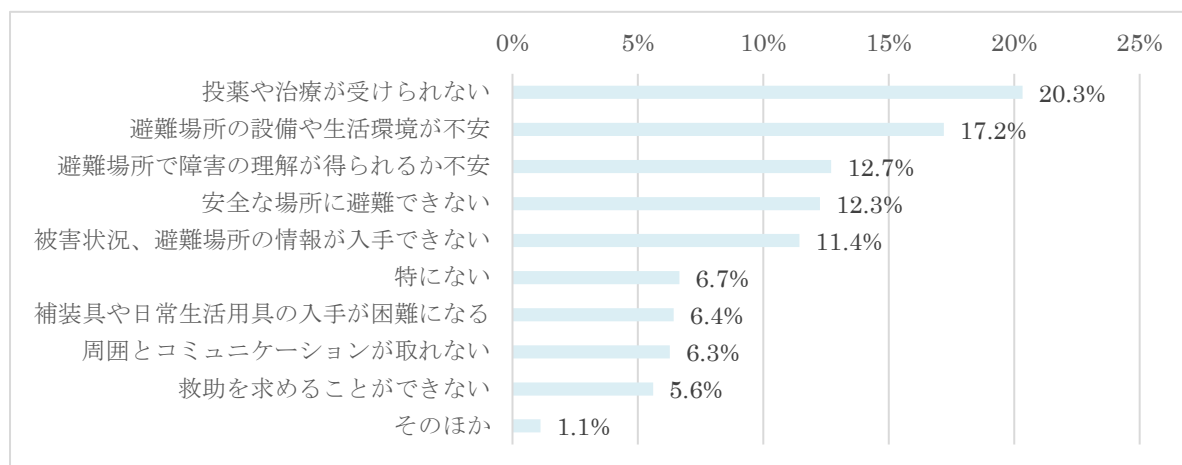


項目	人数	割合
登録の必要性がない	261	50.9%
登録したいがしていない	114	22.2%
登録したくない	59	11.5%
登録している	50	9.7%
無回答	29	5.7%
合計	513	100.0%



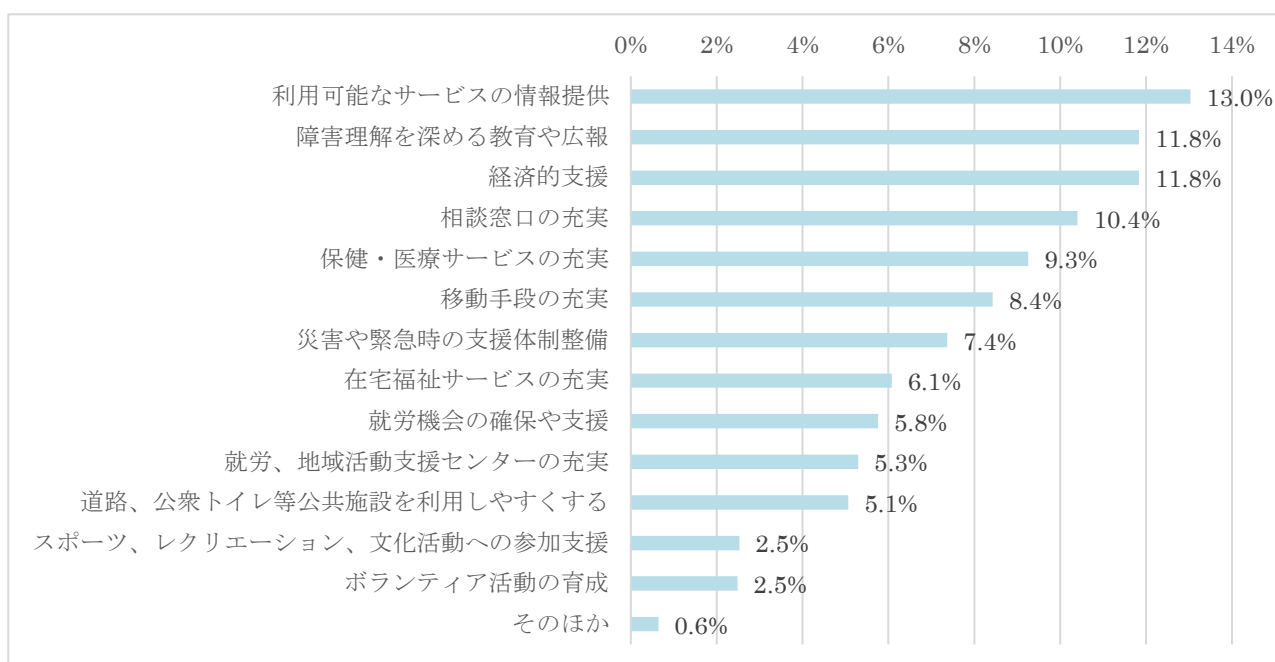
火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(複数回答〇)

〇「投薬や治療が受けられない」(20.3%)が、最も多くなっており、次いで「避難場所の設備や生活環境が不安」,「避難場所で障害の理解が得られるか不安」が多くなっています。



障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるためには、どのような取組に力を入れる必要があると思いますか。(複数回答)

〇「利用可能なサービスの情報提供」(13.0%)が最も多く、次いで「障害理解を深める教育や広報」と「経済的支援」(ともに11.8%),「相談窓口の充実」(10.4%),「保健・医療サービスの充実」(9.3%)の順になっています。「そのほか」としては、「暴走族、大型トラックなどの騒音対策(ストレスで発作誘発)」、「緊急時の短期入所や入所施設整備」等の回答でした。



#### 4 障害者相談支援事業所ヒアリングの概要

市内の障害者相談支援事業所5事業所を対象に、障害福祉サービス提供の現状や地域課題、福祉施策に対する意見等について、ヒアリング調査を実施しました。

ヒアリングの結果、主に次の事項に対して意見や要望がありました。中核的な相談窓口の設置や必要性の高い福祉サービスに対しての意見が多くありました。

- 基幹相談支援センター等中核的な相談窓口との連携
- 緊急時の短期入所不足
- 就労継続支援B型事業所や放課後等デイサービスの質の向上
- 医療的ケア児が利用可能な児童発達支援事業所確保
- 介護ヘルパー不足
- 移動手段の確保
- 家族介護者の高齢化
- 相談支援専門員、介護ヘルパー等有資格者の人材確保
- 障害福祉事業者間の連携が少ない
- 訪問系サービス提供エリアの地域格差
- 自立や地域移行に伴う共同生活援助の確保

# 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

## 第1章 第6期計画の評価

# 第1章 第6期計画の評価

## 1 数値目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

区 分	R5		国の基本指針
	目標	実績(見込)	
施設入所者数	71人 (1.6%削減)	70人 (4.1%削減)	R元年度末施設入所者数73名を1.6%削減
地域生活移行者数	5人 (6%)	1人 (1.4%)	R元年度末施設入所者数の6%が地域生活へ移行
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所者数は、3名削減することができ目標値を達成することができました。</li> <li>地域生活移行者数は、1名で目標値を4.6ポイント下回りました。</li> </ul>			

### (2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用した一般就労への移行者数の増加と就労定着支援を利用した職場定着率の向上を目標としたものです。

区 分	目標	実績(見込)
令和5年度中の就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A・B型)を通じた一般就労移行者数	8人	6人
令和5年度中の就労移行支援利用者の一般就労移行者数	2人	3人
令和5年度中の就労継続支援A型の一般就労移行者数	3人	1人
令和5年度中の就労継続支援B型の一般就労移行者数	3人	2人
令和5年度中の一般就労移行者数のうち就労定着支援の利用割合	70%以上	2人
就労定着支援の就労定着率が8割以上の事業所(R3~5年度まで)	70%以上	無し
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労へ6名移行することができましたが、目標値を達成することができませんでした。</li> <li>就労移行支援利用者の一般就労移行者数は、目標を達成することができました。</li> </ul>		

## 2 障害福祉サービス等の目標値

### (1) 訪問系サービス

(単位：時間/月)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度 <sup>※</sup>		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援	757	748	98.8	767	686	89.4	777	765	98.5
各年度とも概ね目標値に近い結果となりました。									

※ 令和5年度は，8月末までの利用実績から推計（以下同じ）

### (2) 日中活動系サービス

(単位：人日<sup>※</sup>)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
生活介護	3,376	3,382	100.2	3,376	3,369	99.8	3,376	3,456	102.4
各年度とも概ね目標値を達成する結果となりました。実績値は横ばい傾向です。									
自立訓練 (機能訓練)	13	18	138.5	13	27	207.7	13	53	407.7
各年度とも目標値を上回る結果となりました。高次機能障害を理由とする利用がありました。									
自立訓練 (生活訓練)	34	22	64.7	34	23	67.6	34	47	138.2
5年度は目標値を上回る結果が見込まれます。精神科からの退院時に利用されるケースの多いサービスです。									

※人日：「月の実利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」（以下，同じ）

(単位：人日)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
就労移行 支援	345	233	67.5	390	142	36.4	435	183	42.1
	各年度とも目標値を下回る結果となりました。就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。								
就労継続 支援（A型）	476	523	109.9	514	523	101.8	555	590	106.3
	目標値を上回る結果となりました。この事業は企業等と雇用契約が必要ですが、今後も利用の増加が予想されます。								
就労継続 支援（B型）	2,496	2,463	98.7	2,621	2,519	96.1	2,752	2,557	92.9
	各年度とも目標値に近い結果となりました。実績値は横ばい傾向です。								
療養介護	241	243	100.8	241	238	98.8	241	245	101.7
	各年度とも概ね目標値に近い結果となりました。この事業は対象者が限られてくることから、今後大きな変動はないと予想されます。								
短期入所	119	99	83.2	129	86	66.7	134	81	60.4
	各年度ともは目標値を下回る推計結果となりましたが、家族高齢化に伴う緊急利用や将来の生活設計を想定した体験利用など一定の需要が見込まれます。								

## (3) 居住系サービス

(単位：人/月)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
共同生活援助	98	100	102.0	100	113	113.0	102	123	120.6
	各年度とも目標値を上回る結果になりました。実績値は増加傾向です。								
施設入所支援	71	70	98.6	71	722	101.4	71	72	101.4
	各年度とも目標値に近い結果となりました。高齢の入所者の割合が高く、地域生活への移行が進みにくい状況にあります。								

## (4) 相談支援

(単位：人/月)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
計画相談支援 上段：障がい者 下段：障がい児	474	441 103	114.8	483	442 126	117.6	492	462 161	126.6
	計画相談支援は、ほぼ全ての障害福祉サービス利用者が併せて利用しているため、目標値を上回る結果となりました。								
地域移行支援	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
	各年度とも、利用者がいませんでした。対象者が限られることや実施事業所が少ないことが要因と考えられます。国の基本指針の中でも、地域生活移行の推進が示されていることから、より効果的な取り組みが必要です。								
地域定着支援	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
	利用実績がありませんでした。この事業は、利用できる事業所が県内にも少なく、また利用できる対象者も地域移行支援事業同様に限られてしまうことが主な原因と考えられます。								

## (5) 障がい児のサービス

(単位：人日)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
児童発達支援	120	166	138.3	120	239	199.2	120	240	200.0
	相談機関からの利用者紹介が多く計画値を大きく上回る結果になりました。								
放課後等 デイサービス	826	1,068	129.3	826	1,148	139.0	826	1,302	157.6
	各年度とも、利用者のニーズが高く目標値を大きく上回る結果になりました。今後は、少子化に伴い利用者数の減少が予想されます。								
保育所訪問	1	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0
	利用実績がありませんでした。類似事業があることや利用可能事業所が少ないことが要因と考えられます。								

## (6) 地域生活支援事業

## ① 理解促進・啓発事業

ホームページ等を利用した事業のため、見込量は設定していませんでしたが、茨城福祉工場に事業を委託し、実施しています。

## ② 相談支援事業

(単位：箇所)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
障害者相談 事業	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	メンタルサポートステーションきらりに事業を委託し、実施しています。								
地域自立支援 協議会	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	常陸太田市自立支援協議会及び部会を設置しています。								



## ③ 成年後見制度利用支援事業

(単位：人)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
成年後見制度 利用支援	3	3	100.0	3	1	33.3	3	2	66.7
	各年度ともほぼ目標値に近い結果となりました。家族の死亡などに伴い、単身障害者の財産管理を行う成年後見制度への関心が高まっています。制度の周知及び理解と利用促進に努めます。								

## ④ 意思疎通支援事業

(単位：人)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
意思疎通支援	16	2	12.5	16	5	31.3	16	12	75.0
	各年度とも目標値を下回る結果となりました。手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通を支援する事業です。								

## ⑤ 日常生活用具給付事業

(単位：件)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
介護訓練 支援用具	2	1	50.0	2	1	50.0	2	3	150.0
	介護訓練支援用具は、特殊寝台等の大型用具が多く、対象者が下肢機能または体幹機能障害の重度障がい者に限られているため、需要は少ない状況です。								
自立生活 支援用具	2	4	200.0	2	5	250.0	2	3	150.0
	各年度とも目標値を上回る結果となりました。自立生活支援用具は、対象がほぼ重度障がい者に限られており、耐用年数も長いことから毎年一定の需要が見込めない状況です。								
在宅医療等 支援用具	2	2	100.0	2	0	0.0	2	4	200.0
	各年度とも数件の給付実績にとどまりました。在宅医療等支援用具は、自宅でも医療行為を継続する必要がある方を対象としているため、申請者が少ないことが主な原因と考えられます。								

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
情報・意思疎通 支援用具	6	11	183.3	6	19	316.7	6	4	66.7
	3年度,4年度は目標値を上回る結果となりました。 情報・意思疎通支援用具は,用途が限られていることや耐用年数も長いことから毎年一定の需要が見込めない状況です。								
排泄管理 支援用具	115	107	93.0	115	117	101.7	115	116	100.9
	各年度ともおおむね目標値に近い結果となりました。								
住宅改修費	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0
	令和4年度以降実績がありませんでした。								

## ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

(単位：人)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
入門課程	5	6	120.0	6	4	66.7	7	13	185.7
	令和4年度は目標値を下回りましたが,令和3年度,令和5年度は目標値を上回る結果となりました。								
基礎課程	6	6	100.0	7	4	57.1	8	12	150.0
	令和4年度は目標値を下回りましたが,令和3年度,令和5年度は目標値を上回る結果となりました。								

## ⑦ 移動支援事業

(単位：箇所数, 人/年, 時間/年)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
事業所数	13	22	169.2	14	21	150.0	14	22	157.1
利用者数	80	69	85.0	80	69	86.3	80	69	86.3
延利用時間数	7,555	5,952	78.8	7,555	5,899	78.1	7,555	6,305	83.5
	各年度とも目標値を下回る結果となりました。実績値は,横ばい傾向となっています。								

## ⑧ 地域活動支援センター事業

(単位：人/年)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
利用者数※	8	7	87.5	9	5	55.6	10	6	60.0
相談件数	210	309	147.1	210	202	96.2	210	242	115.2
相談件数は、各年度とも目標値を上回る結果となりました。									

※ 利用者数は事業所に登録している人数

## ⑨ その他の事業

(単位：人/年)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)	目標値	実績	達成率 (%)
訪問入浴サービス事業	1	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0
令和4年度から1名の実績があります。 自宅に入浴設備付車輛用の駐車スペースとバスタブを据え置くための居室を確保する必要があります。									
日中一時支援事業	79	77	97.5	79	94	119.0	79	91	115.2
各年度とも目標値を上回る結果となりました。実績値は、横ばいの状況です。									
社会参加促進事業	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0
令和3年度に1件の実績がありました。内容は自動車運転免許取得費補助と身体障害者自動車改造費補助です。									

# 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

## 第2章 計画の基本方針

## 第2章 計画の基本方針

### 1 成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国では、令和8年度末の地域生活移行者数を設定するにあたって、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行し、施設入所者数を5%削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて設定するよう求めています。

本市では、次のとおり目標を設定します。

区分	基準 [R4]	目標 [R8]	国の基本指針
地域生活移行者数	72人	5人 (6%)	R4年度末施設入所者数の6%が地域生活へ移行
施設入所者数	72人	68人 (5%削減)	R8年度末施設入所者数をR4年度末から5%削減

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があるとして、目標設定されるものです。

本市では、自立支援協議会を活用し、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を継続していきます。

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

##### ① 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の地域での暮らしを担保し自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や1人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点の整備が求められています。

こうした体制を実現するため、令和8年度末までに、地域生活支援拠点について関係施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

## ② 強度行動障害を有する人への支援体制の整備

国の指針では、令和8年度末までに、強度行動障害を有する人に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市においても、行動関連項目等を参考に障害福祉サービスを利用する強度行動障害を有する者の人数を把握し、ニーズの把握や支援体制の整備を検討していきます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）の利用を経て、令和8年度に一般就労に移行する者の人数を設定するにあたって、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本としています。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の1.31倍以上の移行実績を達成することを基本としています。また、就労継続支援A型事業については、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、1.28倍以上を設定するように求めています。

本市では、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて次のとおり目標を設定します。

区分	基準 [R3]	目標 [R8]	国の基本指針
一般就労移行者	5人	7人	令和3年度一般就労移行者数の1.28倍以上
就労移行支援	2人	3人	令和3年度一般就労移行者数の1.31倍以上
就労移行支援事業所	—	50%	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
就労継続支援A型	1人	2人	令和3年度一般就労移行者数の1.29倍以上
就労継続支援B型	1人	2人	令和3年度一般就労移行者数の1.28倍以上
就労定着支援事業利用者	2人	3人	令和3年度就労定着支援事業利用者数の1.41倍以上

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

## ① 児童発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の充実

国では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること、また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を求めています。

本市では今後、圏域市町村等の動向を見ながら体制整備に向け検討していきます。

## ② 重症心身障害児への支援体制の確保

国では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを求めています。

本市では、出生数の減少や重症心身障害児の発生率に鑑み、関係機関との連携を図りつつ適切な支援体制構築に努めます。

## ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本としています。

本市では、茨城県、圏域市町村、関係機関と連携を図ると共に、支援体制の構築に努めます。

## (6) 相談支援体制の充実強化等

国は令和8年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保するよう求めています。本市では、基幹相談支援センターを設置するとともに、自立支援協議会等において、相談業務の現状、課題、支援方法等の共有を図り、課題解決、支援体制の強化に取り組めます。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービス研修会へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組めます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析活用するとともに、県が実施する実地指導や指導監査の適切な実施とその結果を関係自治体で共有する体制の構築を目指します。

# 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

## 第3章 障害福祉サービス等の見込量と方策



# 第3章 障害福祉サービス等の見込量と方策

## 1 訪問系サービス

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	実利用者数 (人/月)	実績	46	43	41	41	41	41
		計画	45	45	45			
	延利用時間 (時間/月)	実績	429	395	395	395	395	395
		計画	372	372	372			
見込方法			利用実績は横ばいの傾向であり、R5 推計値を引き続き設定します。					
重度訪問 介護	実利用者数 (人/月)	実績	0	1	2	2	2	2
		計画	1	1	1			
	延利用時間 (時間/月)	実績	0	9	100	200	200	200
		計画	60	60	60			
見込方法			利用実績から利用時間数の増を見込みます。					
同行援護	実利用者数 (人/月)	実績	8	6	6	7	7	7
		計画	7	8	9			
	延利用時間 (時間/月)	実績	160	127	133	140	140	140
		計画	130	140	150			
見込方法			利用実績を考慮し見込みます。					
行動援護	実利用者数 (人/月)	実績	4	4	4	4	4	4
		計画	4	4	4			
	延利用時間 (時間/月)	実績	159	155	138	140	140	140
		計画	135	135	135			
見込方法			利用実績を考慮し見込みます。					
重度障害 者等包括 支援	実利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	1			
	延利用時間 (時間/月)	実績	0	0	0	60	60	60
		計画	60	60	60			
見込方法			利用実績はありませんが、1名の利用(4h/日×15日/月)を見込みます。					

方 策	<p>障がいや生活環境に適した事業所を選ぶことができるよう事業所の情報提供を行います。また、市自立支援協議会を中心に事業所間の交流を図り、質の高いサービスの提供に努めます。</p> <p>重度障害者等包括支援については、利用実績はありませんが、今後、利用の希望がある場合に対応できるよう事業所へ働きかけます。</p>
-----	--

## 2 日中活動系サービス

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	実利用者数 (人/月)	実績	169	171	170	170	170	170
		計画	168	168	168			
	延利用者数 (人日)	実績	3,382	3,369	3,456	3,400	3,400	3,400
		計画	3,376	3,376	3,376			
見込方法			支援学校卒業者数や利用実績を勘案し設定します。					
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人/月)	実績	1	2	4	4	4	4
		計画	2	2	2			
	延利用者数 (人日)	実績	18	27	53	53	53	53
		計画	13	13	13			
見込方法			利用実績から R5 推計値を引き続き設定します。					
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人/月)	実績	1	1	2	2	2	2
		計画	2	2	2			
	延利用者数 (人日)	実績	22	23	47	48	48	48
		計画	34	34	34			
見込方法			利用実績は増加傾向です。地域移行には生活訓練の充実が必要であることをふまえて設定します。					
就労選択 支援	実利用者数 (人/月)	計画	—	—	—	—	2	2
	見込方法			R7 年からの新制度のため 2 名で見込みます。				
就労移行 支援	実利用者数 (人/月)	実績	14	8	11	15	15	15
		計画	21	24	27			
	延利用者数 (人日)	実績	234	142	183	255	255	255
		計画	345	390	435			
見込方法			市の数値目標として一般就労移行者数の増を掲げていることをふまえて、利用者増で見込みます。					

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
就労継続 支援 (A型)	実利用者数 (人/月)	実績	28	27	31	31	31	31
		計画	27	29	31			
	延利用者数 (人日)	実績	523	523	590	590	590	590
		計画	476	514	555			
見込方法			R5 推計値を引き続き設定します。					
就労継続 支援 (B型)	実利用者数 (人/月)	実績	145	147	146	145	145	145
		計画	139	146	153			
	延利用者数 (人日)	実績	2,463	2,366	2,557	2,500	2,500	2,500
		計画	2,496	2,621	2,752			
見込方法			利用実績を考慮し見込みます。					
就労定着 支援	実利用者数 (人/月)	実績	1	1	1	2	2	2
		計画	1	1	1			
	延利用者数 (人日)	実績	2	1	2	4	4	4
		計画	1	1	1			
見込方法			利用実績は少数ですが、就労定着のための支援の需要は高まりつつあり利用増を見込みます。					
療養介護	実利用者数 (人/月)	実績	8	8	8	8	8	8
		計画	8	8	8			
	延利用者数 (人日)	実績	243	238	245	245	245	245
		計画	241	241	241			
見込方法			利用実績から R5 推計値を引き続き設定します。					
短期入所 (福祉型)	実利用者数 (人/月)	実績	12	13	13	15	15	15
		計画	15	17	19			
	延利用者数 (人日)	実績	99	84	81	100	100	100
		計画	114	119	124			
見込方法			利用実績は横ばいですが、事業所ヒアリングにてニーズが高いとの意見があることから、利用者数増加を見込みます。					
短期入所 (医療型)	実利用者数 (人/月)	実績	0	1	0	1	1	1
		計画	1	2	2			
	延利用者数 (人日)	実績	0	2	0	5	5	5
		計画	5	10	10			
見込方法			利用実績を考慮し見込みます。					

方 策	<p>サービスを必要とする方に、必要なサービス量を確保できるよう事業所との連携を図ります。また、一般就労に向け、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関との連携強化に努めます。</p> <p>短期入所については、家族の病気、冠婚葬祭などにより、一時的に介護できない場合、身近で利用できる施設の確保を図り、障がい者本人などの状況に応じたきめ細かな対応が図れるよう内容の充実に努め、在宅生活の支援に努めます。</p>
-----	---

### 3 居住系サービス

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活 援助	実利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	2	2	2
		計画	1	1	2			
	見込方法		利用者数が急激に増加するとは考えにくいいため、計画値については前回からの値を継続します。					
共同生活 援助	実利用者数 (人/月)	実績	100	113	123	125	130	135
		計画	98	100	102			
	見込方法		施設や病院からの地域移行を担う施設であり、アンケート調査でもニーズがあるため、年5人の増加を見込みます。					
施設入所 支援	実利用者数 (人/月)	実績	70	72	72	70	69	68
		計画	71	71	71			
	見込方法		国指針の数値目標であるR4年度入所者数(72人)から5.0%減の68人(R8年度)を設定します。					

方 策	<p>日常生活上の援護を受けながら自立生活の助長を図るため、グループホームでの共同生活を望む障がい者に対して、適切な情報提供と支援を行います。</p> <p>施設入所支援については、自立訓練等サービスの活用や、グループホームなどの「住まいの場」の整備に努めることにより、地域生活への移行を進めます。</p>
-----	---

## 4 相談支援サービス

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談 支援	実利用者数 (人/年)	実績	441	444	462	470	470	470
		計画	474	483	492			
	見込方法		利用実績から2%増を見込みます。					
地域移行 支援	実利用者数 (人/年)	実績	0	0	0	2	2	2
		計画	1	1	2			
	見込方法		利用実績はありませんが、前計画値を据え置きます。					
地域定着 支援	実利用者数 (人/年)	実績	0	0	1	2	2	2
		計画	1	1	2			
	見込方法		前計画値を継続し、地域移行を進めます。					

方 策	<p>地域で生活する障がい者とその家族を支援し、自立と社会参加を促進するため、情報提供、利用相談を充実し、個々に即した利用計画を作成できるよう事業所の確保、人員体制の強化に努めます。</p> <p>施設や医療機関からの地域移行に向けて、対象者や家族への情報提供に努め、関係機関との連携を強化します。</p>
-----	---

## 5 地域生活支援事業

### (1) 理解促進・啓発事業

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進 研修・啓 発事業	実施の有無	実績	有	有	有	有	有	有
		計画	有	有	有			
	見込方法		引き続き「茨城福祉工場」へ委託し実施します。					

方 策	引き続き、市ホームページの中に障がい福祉に関する専用ページを維持し、障がい制度に関する情報を発信し、障がい者等の理解促進に努めます。 障害者差別解消法では障がい者等の活動を制限し社会への参加を制限している社会的障壁を取り除くことが重要視されており、差別解消のための啓発活動の推進に努めます。
-----	--

### (2) 相談支援事業

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者 相談支援 事業	実施箇所数 (箇所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	基幹相談支援 センター設置の 有無	実績	無	無	無	有	有	有
		計画	無	無	有			
見込方法		引き続き事業所 1 か所を維持します。 R6 末までに基幹相談支援センターの設置を目指します。						
基幹相談 支援セン ター等強 化事業	実施の有無	実績	有	有	有	有	有	有
		計画	有	有	有			
	見込方法		引き続き事業を実施します。					

方 策	障がいがある方の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の整備を進めます。
-----	--

(3) 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見 制度利用 支援事業	実利用者数 (人/年)	実績	3	1	2	3	3	3
		計画	3	3	3			
見込方法		利用実績から、引き続き3名の利用を見込みます。						

方 策	<p>身寄りがない、あるいは親族が音信不通等により権利擁護・身上監護が不十分な障がい者に対し、市長が本人に代わって法定後見等申立を行います。</p> <p>必要な障がい者等が成年後見制度を利用しやすいように制度の周知及び理解と利用促進に努めます。</p>
-----	---

(4) 意思疎通支援事業

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳 者・要約 筆記者派 遣事業	実利用者数 (人/年)	実績	2	5	6	6	6	6
		計画	16	16	16			
見込方法		利用実績や聴覚障害手帳所持者数をふまえて、R5 推計値を見込みます。						

方 策	<p>聴覚障がいにより、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供を受けられるよう、今後も事業を推進します。</p>
-----	---

(5) 日常生活用具給付等事業

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護訓練支援用具	給付件数 (件/年)	実績	1	1	3	2	2	2
		計画	2	2	2			
	見込方法		利用実績から3か年の平均値を見込みます。					
自立生活支援用具	給付件数 (件/年)	実績	4	5	3	3	3	3
		計画	2	2	2			
	見込方法		利用実績から見込みます。					
在宅療養等支援用具	給付件数 (件/年)	実績	2	0	4	2	2	2
		計画	2	2	2			
	見込方法		利用実績から3か年の平均値を見込みます。					
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件/年)	実績	11	19	4	11	11	11
		計画	6	6	6			
	見込方法		利用実績から3か年の平均値を見込みます。					
排泄管理支援用具	給付件数 (件/年)	実績	107	117	116	113	113	113
		計画	115	115	115			
	見込方法		利用実績から3か年の平均値を見込みます。					
住宅改修費	給付件数 (件/年)	実績	1	0	0	1	1	1
		計画	1	1	1			
	見込方法		利用実績から見込みます。					

方 策	日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行い、今後とも制度の周知に努めるなど、事業の充実を図ります。
-----	---



(6) 手話奉仕員養成研修事業

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
入門課程	実利用者数 (人/年)	実績	6	4	13	5	5	5
		計画	5	6	7			
見込方法		実績値は年度により差がありますが,近年の実績値をふまえ5名を見込みます。						
基礎課程	実利用者数 (人/年)	実績	6	4	12	5	5	5
		計画	6	7	8			
見込方法		実績値は年度により差がありますが,近年の実績値をふまえ5名を見込みます。						

方 策	より多くの人を受講できるよう周知方法や実施体制を見直し, 事業の充実を図ります。
-----	--

(7) 移動支援事業

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援 事業	実利用者数 (人/年)	実績	69	69	69	70	70	70
		計画	80	80	80			
移動支援 事業	延利用時間数 (時間/年)	実績	5,952	5,899	6,305	6,300	6,300	6,300
		計画	7,555	7,555	7,555			
見込方法		時間数は新型コロナウイルス感染症以前の実績に戻る傾向があります。R5 推計値を基に設定します。						

方 策	障がい者が, 社会の様々な分野に積極的に参画し, 生きがいをもって生活するために必要なサービス量を維持できるよう移動支援の充実に努めます。
-----	---

(8) 地域活動支援センター事業

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域活動 支援セン ター	実施箇所数 (箇所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	実利用者数 (人/年)	実績	7	5	6	6	6	6
		計画	8	9	10			
	見込方法		引き続き事業所1か所を維持し、R5推計値を見込みます。					
方 策	相談支援を含む事業の促進を図ると共に、健全な運営のため運営費などの助成を行います。							

(9) 任意事業

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴 サービス 事業	実利用人数 (人/年)	実績	0	1	1	2	2	2
		計画	1	1	1			
	見込方法		1名の利用実績があります。2名の利用を見込みます。					
日中一 時支援 事業	実利用人数 (人/月)	実績	77	94	91	92	92	92
		計画	79	79	79			
	見込方法		利用実績から計画値を設定します。					

方 策	今後も現行のサービスを維持していくとともに、実施体制を見直し、事業の推進を図ります。日中一時支援事業については、学校の長期休暇や緊急時にも対応できるよう事業所の確保に努めます。
-----	--

## 6 障害児支援

## (1) 障害児通所支援

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達 支援	実利用者数 (人/月)	実績	25	36	36	36	36	36
		計画	25	25	25			
	延利用者数 (人日)	実績	166	239	240	240	240	240
		計画	120	120	120			
見込方法			利用実績は増加傾向ですが、対象が未就学児で少子化のため、R5 推計値と同数を見込みます。					
放課後等 デイサー ビス	実利用者数 (人/月)	実績	78	85	97	100	100	100
		計画	58	58	58			
	延利用者数 (人日)	実績	1,068	1,148	1,302	1,300	1,300	1,300
		計画	826	826	826			
見込方法			制度の周知により利用実績は増加傾向でした。少子化ですが利用者数は現在の実績が継続すると見込みます。					
保育所等 訪問支援	実利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	2	3			
	延利用者数 (人日)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	2	3			
見込方法			利用実績はありませんでした。利用促進を目標としていることから、年1名を見込みます。					
居宅訪問 型児童発 達支援	実利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	2			
	延利用者数 (人日)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	2			
見込方法			H30 から新たに設けられたサービスで利用実績はありませんでした。年1名を見込みます。					
医療型児 童発達支 援	実利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	2			
	延利用者数 (人日)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	2			
見込方法			利用実績はありませんが、年1名を見込みます。					

方 策	療育の必要がある児童を早期に発見し、集団生活に適応するための専門的支援や、生活能力向上に必要な訓練、社会との交流促進などの支援の充実に努めます。 医療的ケア児に対する関係分野の連携を強化し、適切なサービスの提供に努めます。
-----	--

(2) 障害児相談支援

区 分			実績		推計	計画		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害児相 談支援	実利用者数 (人/年)	実績	137	129	161	160	160	160
		計画	117	117	117			
	見込方法		R5 推計値を基に設定します。					

方 策	療育の必要がある乳幼児、未就学児または就学児へ、集団生活に適応するための専門的支援や、生活能力向上に必要な訓練、社会との交流促進などの支援の充実に努めます。 教育・保育等の関係機関とも連携し、ニーズに応じたサービスが提供できるよう連携強化に努めます。
-----	--

# 常陸太田市障害者計画

## 第1章

### 計画の基本的な考え方

# 第1章 計画の基本的な考え方

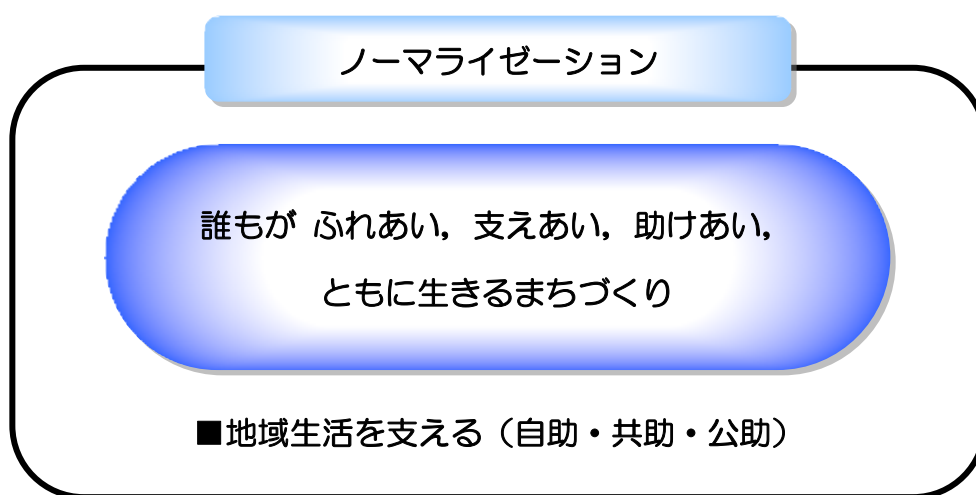
## 1 計画の基本理念

障害者基本法第1条では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨規定されています。

障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、障がいへの理解を深めるとともに、就労支援の充実等地域における支援体制の整備が重要です。また、障がいのある人自らが自分の生き方や暮らし方等を選択し決定することを尊重し、支援していくことが大切です。

本市においても、前期計画の基本理念「誰もが ふれあい、支えあい、助けあい、ともに生きるまちづくり」を継承し、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、地域社会で生活するすべての人がお互いの人権や個性を尊重し、共に支えあい、助け合う共生社会の実現を目指し施策を推進していきます。

### 【基本理念】



ノーマライゼーション（障がいのある人が地域社会の中で、障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方）の理念のもと、共生の社会の実現を目指します。

---

## 2 計画の重点目標

---

基本理念を実現するために、次の6つの重点目標を設定します。

### 重点目標1 障がいに対する理解・配慮を進めます

障がいに対する理解・配慮を一層深めるため、障がいのある人に対する正しい知識の普及、啓発活動を継続的に進めるとともに、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」等を踏まえ、障がいのある人への差別や偏見の解消、虐待防止や合理的配慮の推進に努めます。

### 重点目標2 住み慣れた地域での自立した生活支援に努めます

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して、その人らしく生活を送ることができるよう、医療機関や福祉事業所等関係機関との連携を強化し、個々のおかれている状況や多種多様なニーズに対応した障害福祉サービスの提供に努めます。

### 重点目標3 安心できる保健・医療体制の強化を図ります

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見のため、各種検診や健康指導等の充実を推進します。

また、障がいのある人が健康への不安を持つことなく安心して、暮らしていくことができるよう、医療機関等と連携していきます。

さらに、近年、増加している精神障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、医療・福祉・介護・住まい等包括的な支援に取り組んでいきます。

#### 重点目標4

#### 障がいのある人の社会参加を促進します

障がいのある人の働く意欲を尊重し、生きがいを持って働くことができるよう、障がいの状況に応じた雇用・就労に向けた支援を推進していきます。

また、文化・芸術活動やスポーツ活動への参加を促進し、社会参加を通して、楽しみのある豊かな生活を送ることができるよう支援します。

#### 重点目標5

#### 子どもの個性に応じた療育・保育・教育を充実します

子どもが検診等において、障がいを早期に発見し、適切な支援がスムーズに受けられるよう関係機関との連携強化に一層努めます。

さらに、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育を受けることができるよう支援の強化を図っていきます。

また、障がいのある子どもの保護者等が地域で安心して子どもを育てられるよう、相談支援体制の充実に努めます。

#### 重点目標6

#### 安全・安心な環境づくりを推進します

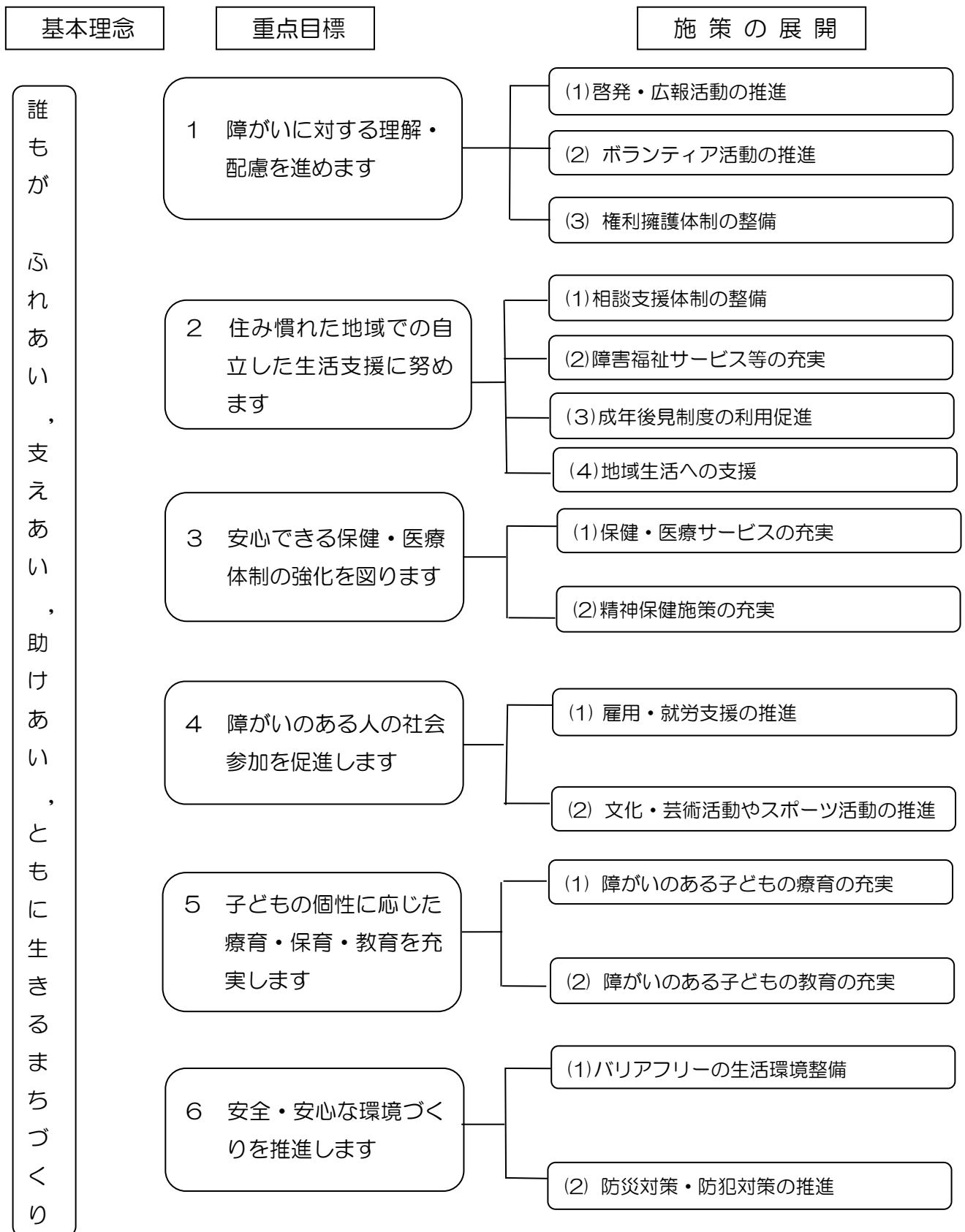
バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、誰もが利用しやすい環境の整備に努め、障がいのある人の安心・安全な地域生活を推進します。

また、災害時において逃げ遅れる人がいないよう、支援が必要な人の把握に引き続き努めるとともに、日頃から地域との連携強化等防災体制の推進に努めます。

さらに、障がい者が消費者トラブル等の各種犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携し、防犯体制の充実に努めます。



### 3 施策の体系



# 常陸太田市障害者計画

## 第2章 施策の展開

## 第2章 施策の展開

### 重点目標1 障がいに対する理解・配慮を進めます

#### (1) 啓発・広報活動の推進

##### 【これまでの取り組み】

障がいのある人が安心して地域生活を営むためには、地域の人々の理解が重要となります。障害者差別解消法を踏まえ、障がいのある人が差別や偏見を受けられないよう障がいに対する理解の啓発に努める必要があります。

市では、障がいに関する分かり易い情報発信のため、市ホームページにおいて、障がい福祉専用ページを開設し、障がい福祉の各種制度やサービス、手当等について随時情報を発信してきました。

また、障害福祉サービス事業所による道の駅ひたちおおたでの物品販売や、福祉まつりへの参加を通して、地域住民との交流を図り、障がいに対する市民の正しい理解の普及に努めてきました。

アンケート調査では、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある人」が39.8%となり、「住んでいる地域で差別や嫌な思いをした人」が51.9%となりました。

##### 【施策の展開】

施策	内容
啓発広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、障がいに対する理解やノーマライゼーションの理念の啓発活動を推進します。</li> <li>「障害者週間（12月3日～9日）」に併せ、効果的な広報活動を推進します。</li> </ul>
地域交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス事業所による物品販売の機会を提供すると共に、地域のイベント等を活用し、障害者と地域住民との交流機会を増やしていくよう努めます。</li> </ul>

## (2) ボランティア活動の推進

## 【これまでの取り組み】

障がいのある人が地域において生き生きと暮らすために、日常生活を始めとした、さまざまな活動を支援し、精神的な交流を持つことができるボランティアの存在が大きな力となります。

市では、聴覚障がいにより情報の取得が困難な人との交流活動の促進や広報活動の支援者として、手話奉仕員の養成講座を実施し、手話奉仕員の養成に努めてきました。

## 【施策の展開】

施 策	内 容
ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに対する理解を深め、活動内容を広く周知するための研修会の実施等啓発活動を推進します。</li> <li>・社会福祉協議会の活動や地域住民が身近なところから、主体的に参加できるような環境を整備し、ボランティア活動への参加を促進します。</li> </ul>
ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい、聴覚障がいのある人への情報提供の充実のため、点訳や録音、手話や要約筆記ボランティアの養成に努めます。</li> </ul>

## (3) 権利擁護体制の整備

## 【これまでの取り組み】

障がいのある人が地域で安心して生活するために、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別の解消や虐待の防止に必要な施策を実施する必要があります。

市では、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する市職員対応要領」を作成し、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等の適切な支援に努めるとともに、令和2年に「障がい者活躍推進計画」を定め、障がい者の採用や障がい者の活躍を推進するための環境整備、人事管理に取り組んできました。

引き続き、障がいのある人もない人も、共に豊かに暮らせる共生社会の実現が求められています。

## 【施策の展開】

施 策	内 容
権利擁護事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の意思表示が困難な人の権利擁護（成年後見制度の利用促進等）に努めます。</li> <li>・社会福祉協議会と連携し，日常生活自立支援事業の利用を推進します。</li> </ul>
差別の解消と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会や社会福祉協議会等の関係機関と連携し，差別の解消に向けた取り組みや虐待の未然防止，早期発見，障がい者虐待の通報義務等の制度の周知等に努めます。</li> </ul>
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会の実現にむけて，幼い頃から障がいや人権の意識を育むため，福祉教育の推進に努めていきます。</li> <li>・教育委員会と連携し，福祉教育の理解を深め，推進していきます。</li> </ul>

---

 重点目標2 住み慣れた地域での自立した生活支援に努めます
 

---

## (1) 相談支援体制の整備

## 【これまでの取り組み】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、障がいの状況や生活環境に応じて、身近なところで相談できる体制が整備されていることが必要です。

また、必要な人が必要な情報を的確に入手できるよう、分かりやすい情報提供体制を整備することも重要となります。

市では、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所等との連携により、相談支援体制の整備を推進してきました。

アンケート調査では、「障害福祉サービスなどに関する情報の入手先」について、「広報ひたちおおたや市のホームページ」が21.6%と最も多くなっています。

しかし、その一方で、「自分に必要な情報が分からない」「広報やパンフレットでの情報発信を充実してほしい」と回答した方（複数回答）が、合わせて75.8%となりました。

## 【施策の展開】

施策	内容
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援協議会を中心に、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所、身体障害者相談員等と連携しながら、誰もが身近な地域で気軽に相談ができるよう相談支援体制の充実に努めます。</li> <li>県や近隣市町村とも連携しながら多様化、複雑化する障がいニーズに適切に対応できるよう体制の整備を図ります。</li> </ul>
基幹相談支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けて、準備を進めていきます。</li> </ul>
分かりやすい情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報がいつでも入手できるよう、市ホームページの充実を図ると共に、広報誌やパンフレットを活用し、障害福祉等に関する分かりやすい情報の発信に引き続き努めます。</li> </ul>

## (2) 障害福祉サービス等の充実

## 【これまでの取り組み】

住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、必要な人が必要なサービスをいつでも的確に利用できるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の各種サービスの提供体制の確保が必要となります。

本市では、令和3年3月に第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定し、障がい者にとって必要なサービス量確保や提供体制整備に努めてきました。

今後も、障がい者のニーズにあった、より一層の提供体制の整備が求められています。

## 【施策の展開】

施策	内容
自立支援給付（訪問・日中活動・居住系サービス、相談支援、自立支援医療、補装具費）の充実	・障害者総合支援法に基づいて実施される障害福祉サービスを適切かつ効率的に提供できるようサービスの充実とサービス量の確保に努めます。
地域生活支援事業の充実	・障がいのある人の日常生活及び社会生活の自立のための支援を行います。
障がい児支援（障害児通所支援、障害児相談支援）の充実	・児童福祉法に基づいて実施される障がい児へのサービスの充実を図ります。
地域福祉の推進	・福祉サービスを必要とする人が、安心な生活を送れるよう、やさしい福祉のまちづくりを推進します。

## (3) 成年後見制度の利用促進

## 【これまでの取り組み】

成年後見制度は、知的障害や精神障害等の理由で、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護し、支援する制度で、本人が不利益を受けないよう、家庭裁判所に選任された成年後見人や保佐人が本人に代わって財産の管理や日常生活の手続きを行う制度です。

アンケート調査では、「成年後見制度」について、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」「知らない」と回答した人が合わせて72.1%となりました。

障がい者を支える家族や障がい者本人の高齢化が進むなかで、障がい者の財産や権利を守ることは喫緊の課題です。

市では、成年後見制度の周知を図るとともに、相談支援事業者や病院等の関係機関と連携し、制度の必要性が高い人に利用を促進していきます。

また、身寄りがなく、成年後見制度の申し立てが困難な方には、市が申し立ての手続きを行っていきます。

#### 【施策の展開】

施策	内容
成年後見制度の利用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度を広く周知し、必要な人が利用しやすい環境の整備に努めます。</li> <li>・知的または精神障がいによって自己判断が困難で、一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度利用支援事業の活用を推進します。</li> </ul>

#### (4) 地域生活への支援

##### 【これまでの取り組み】

近年の高齢化に伴い、障がいのある人の高齢化と共に、身近で支援する人の高齢化も進んでいます。そういった中で、「親亡き後」の不安が高まっています。

障がいのある人が地域で生活するためには、多様なニーズに対応した支援が必要になります。自立支援協議会を中心に、地域で必要な支援について協議し、関係機関との連携を図ってきました。

アンケート調査では、「将来の介護や生活が不安」という意見が15.8%ありました。また、「将来の暮らし」について、「自宅で家族と暮らしたい」という意見が65.7%と最も多くみられました。

##### 【施策の展開】

施策	内容
地域移行への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や病院等から地域へ移行した人に対して、安心して地域で暮らせるよう各種サービス等の利用を支援します。</li> </ul>
将来を見据えた家庭環境への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の将来を見据え、安定した家庭環境の構築（結婚や親亡き後の生活）を支援し、将来的な不安の解消に努めます。</li> </ul>



---

 重点目標3 安心できる保健・医療体制の強化を図ります
 

---

## (1) 保健・医療サービスの充実

## 【これまでの取り組み】

地域で充実した生活を送るためには、健康の維持・増進が不可欠であり、障がいのある人に合わせて適切に保健・医療が連携し、サービス提供することが重要となります。また、近年、高次脳機能障害のように、専門的な知識が必要となる障害が増えており、的確な支援が可能な人材の育成と支援体制の整備が求められています。

市では、健康づくり推進課を中心に、各種健診事業を実施するとともに、栄養指導や運動指導等の健康教育や健康相談を実施してきました。また、障がいのある人が安心して医療を受けられるよう自立支援医療費等の周知及び利用促進を図り、医療費の負担軽減に努めてきました。

アンケート調査では、「生活するうえで困っていること」について、「健康状態に不安がある」「経済的不安」という意見が多くみられました。

## 【施策の展開】

施策	内容
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの特性に応じた医療を受けられるよう医療機関との連携強化に努めます。</li> <li>・現在の障がいの軽減が図られるよう、リハビリテーションの充実を推進します。</li> </ul>
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの原因となる疾病、合併症予防のため、健康づくり推進課を中心に、各種健診や健康指導等の充実を推進します。</li> </ul>
高次機能障害の周知と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高次機能障害は、外見から障がい分かりづらく誤解を受けることもあるため、障がいの周知に努めていきます。</li> <li>・障害に対して適切な対応、支援ができるよう、研修会等をとおして、人材育成を進めます。</li> </ul>
自立支援医療、通院通所交通費助成制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な人が適切に利用できるよう、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）の周知を図ります。</li> <li>・一定の要件に該当する重度の障がいのある人が、通院等でタクシーを利用する場合の費用の一部を助成します。</li> </ul>

## (2) 精神保健施策の充実

## 【これまでの取り組み】

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあります。そのため、精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・介護・住まい等包括的な支援が求められています。また、入院している精神障がいのある人が、退院後、スムーズに地域に移行し、自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関との連携も重要な課題です。さらには、日頃の悩みを誰もが相談できる体制や日中の居場所づくりも大切な要素となります。

市では、心に悩みを持つ人が身近なところで専門的な相談ができるよう「こころの相談」を実施してきました。

また、障害福祉サービスによる就労支援や、自立支援医療（精神通院）等を提供してきました。

## 【施策の展開】

施 策	内 容
「こころの相談」の実施	・自身や家族等の身近な人の不調に早めに気づき、悩みを気軽に相談できるよう、関係機関と連携し、「こころの相談」の実施を推進していきます。
地域活動支援センターの周知と利用の促進	・精神障がいのある人が、創作的活動や生産活動をとおして、同じ悩みを持つ人と交流できる場として、地域活動センターのさらなる周知を図り、利用の促進に努めます。
地域移行促進への支援	・社会的入院を解消すると共に、退院した精神障がいのある人が、円滑に地域での生活を送ることができるよう、病院や相談支援事業所、訪問看護事業所等、関係機関との連携に努めます。
就労支援の推進	・障害福祉サービスを活用した就労支援の充実に努めます。
自立生活への支援	・自立訓練や就労支援等の充実に努め、自立し社会参加しやすい環境づくりを推進します。
地域包括ケアシステムの構築	・精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉等関係者が包括的に支援するシステムの構築に努めます。

## 重点目標4 障がいのある人の社会参加を促進します

## (1) 雇用・就労支援の推進

## 【これまでの取り組み】

就労は、障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、重要な要素であり、障がいの個々の特性に応じた働き方を選択できる環境整備、周知、啓発活動が必要となります。

また、ハローワークや学校、企業等と連携し、一般就労や障がいの状況に対応した障害福祉サービス利用による福祉的就労先の確保も必要となります。

市では、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等からの計画的調達に努めるとともに、障害福祉サービス事業所の物品販売等の場の提供を行ってきました。

アンケート調査では、「障がい者への就労支援に必要なこと」については、「職場における障がい者への理解」という意見が20.0%で最も多くみられました。

## 【施策の展開】

施策	内容
就労訓練の充実	・就労に向けた能力の向上のため、障害福祉サービス等を活用し、就労訓練を推進します。
福祉的就労の充実	・障がいのある人が、希望に沿った事業所を利用できるよう、相談支援事業所と連携し、情報の提供や支援提供体制の確保を図ります。
障がい者優先調達の推進	・障害福祉サービス事業所からの積極的な物品等の購入に努めます。 ・障害福祉サービス事業所による物品販売の機会の提供に努めます。
自動車運転免許取得費・改造費の助成	・一定の要件に該当する身体障がいのある人が、就労のために必要な自動車の運転免許取得費及び運転のための改造に要した経費の一部を助成します。
就労支援体制の整備	・障がいのある人の就労に対する悩みや相談、就労後の定着に向けた支援、さらには障がい者雇用への理解促進等職場やハローワーク、障害福祉サービス事業所と連携し、一貫した支援体制の整備を推進します。
障害者雇用月間（9月）の広報・啓発	・9月の障害者雇用月間をはじめとして、障がい者雇用の機運の醸成と障がい者の職業的自立を支援するため、国や県と協力して、各種広報・啓発活動につとめていきます。

## (2) 文化・芸術活動やスポーツ活動の推進

## 【これまでの取り組み】

文化・芸術活動やスポーツ活動は、障がい者等の生きがいつくりや豊かな生活を醸成させる活動であるとともに、健康の維持・増進に資する活動となります。また、それらの活動を通して、地域とのつながりや交流を生み出すことで、生き生きとした生活を送ることができるようになります。

市では、茨城県が開催する各種スポーツ大会への参加や市生涯学習フェスティバルでの障害福祉サービス事業所等による作品展示を実施してきました。

## 【施策の展開】

施策	内容
障がい者の作品展示の機会の拡充	・生涯学習フェスティバルをはじめとした、障がい者の作品展示の機会を拡充するとともに、障がい者美術展等の周知を図り、市民が障がい者の作品に触れ合えるよう推進します。
スポーツ大会等への参加	・県等が主催する茨城県身体障がい者スポーツ大会への参加者を広く募集し、大会参加者への支援を行います。

## 重点目標5 子どもの個性に応じた療育・保育・教育を充実します

## (1) 障がいのある子どもの療育の充実

## 【これまでの取り組み】

健康づくり推進課の乳幼児健診、健康相談や、「子育て世代包括支援センターここキラウ」への子育て等の相談をとおして、早期療育が必要な児童を児童発達支援や放課後等デイサービス等の適切なサービスにつなげてきました。

一方で、医療が必要な医療的ケア児や重度心身障がい児へのサービス提供体制は、まだ十分ではない現状があり、保護者の負担が大きくなるケースもあります。

在宅で生活する医療的ケア児等が十分なサービスを受けることができるよう、病院や福祉事業所等と連携しながら、ニーズの把握に努めるとともに、今後も「常陸太田市第3期障害児福祉計画」をふまえ、支援体制の充実に努めていきます。

## 【施策の展開】

施 策	内 容
早期対応体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見，早期対応のため，各種健康診査の実施体制の充実を推進します。</li> <li>・ 子育て世代包括支援センターここキララへの相談しやすい体制づくりを推進します。</li> <li>・ 特別な支援を必要とする乳幼児，児童，生徒に対し，保育所（園），幼稚園，学校等関係機関とのネットワークを構築し，一貫した支援を行えるよう体制の整備を推進します。</li> </ul>
療育体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害等に関する啓発や療育相談（こども相談室にじいろ）の体制を強化します。</li> <li>・ 発達障がいの正しい理解の普及啓発に努めます。</li> <li>・ 障害福祉サービス（児童発達支援，放課後等デイサービス等）の実施体制を強化します。</li> </ul>
医療的ケア児等へのサービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅で生活する医療的ケア児や重症心身障がい児が地域で必要なサービスを受けられるよう関係機関と連携し，サービスの提供体制の充実に努めていきます。</li> </ul>
保育所（園）等での療育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所（園），幼稚園，その他事業所における障がいのある児童の受け入れや，人員配置，設備の充実等療育支援を推進します。</li> </ul>
保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいに対しての理解を深め，必要な療育を早期に受けられるよう保護者に配慮した情報提供と関係機関との連携強化に努めます。</li> <li>・ 保護者が悩みを一人で抱えることなく，気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。</li> </ul>

## (2) 障がいのある子どもの教育の充実

## 【これまでの取り組み】

障がいのある児童や生徒が、伸び伸びと学ぶことができるよう、それぞれの個性に対応した、きめ細やかで、適切な教育支援が必要です。

教育委員会を中心に、就学相談・就学指導、特別な支援を必要としている児童や生徒のための指導員の配置、特別支援学校との連携強化等により、特別支援教育の充実に努めてきました。

## 【施策の展開】

施 策	内 容
教育相談体制の充実	・教育委員会との連携を強化し、一貫した相談を受けることができるよう相談支援体制の整備に努めます。
特別支援教育の充実	・特別支援教育指導員の配置や常陸太田特別支援学校との連携等により、支援を必要とする児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導の充実に推進します。
障がいについての学習機会の確保	・児童生徒が、障がいについて深く学ぶことができるよう交流の機会の提供や共同学習の充実に推進します。



---

 重点目標6 安全・安心な環境づくりを推進します
 

---

## (1) バリアフリーの生活環境整備

## 【これまでの取り組み】

障がいのある人が安心・安全に地域生活を送るために、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から、誰もが利用しやすい環境の整備が必要になります。

市では、重度の身体障がいのある人への住宅改修費の助成や公共施設における身体障害者等用駐車場の設置を実施してきました。

また、情報のバリアフリーとして、社会福祉協議会や茨城県聴覚障害者協会と連携し、広報誌の音声化や手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施してきました。

アンケート調査では、「外出の際の困りごと」について、「道路に段差や階段が多い」「外出先の建物の設備が不便」という意見がみられました。

## 【施策の展開】

施策	内容
公共施設、交通安全施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共的な施設について、障がいのある人が快適に利用できるよう、環境の整備を推進します。</li> <li>・ 障がいのある人に配慮した歩道の段差解消など、交通安全施設の整備を推進します。</li> </ul>
住宅改修への助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の要件に該当する重度の身体障がいのある人が自宅で安心して生活できるよう住宅改修にかかる経費の一部を助成します。</li> </ul>
情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がいや聴覚障がいにより、情報の取得が困難な人が的確に情報を得られるよう、支援体制の整備を推進します。</li> </ul>
意思疎通支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思疎通に支援が必要な障がいのある人に対する手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、社会への参加を促進し、スムーズなコミュニケーションの取得に努めます。</li> </ul>

## (2) 防災・防犯対策の推進

## 【これまでの取り組み】

障がいのある人のなかには、地震や風水害等の災害時に、情報の受取方法や避難において、自分一人では難しい方がいます。また、障がいの特性に応じた身体面、精神面で配慮された避難所の確保も必要となります。

そのため、日ごろから、地域での見守りや声掛け等、地域とのつながりを形成しておくことが重要となっています。

市では、「避難行動要支援者名簿」や「避難行動要支援者避難支援個別計画」を整備し、災害時において迅速な避難に活用しているところです。

今後もさらに、制度を周知し、要支援者名簿への登録につなげ、誰一人取り残されることのない防災対策に努めていきます。また、防犯対策においては、常陸太田市消費生活センターや茨城県消費生活センター、警察等の関係機関と連携し、障がいのある人が消費者トラブル等の各種犯罪に巻き込まれないよう、広報・啓発活動の充実に努めます。

アンケート調査では、災害発生時に「一人で避難できない」又は「分からない」と回答した方が半数を占めていました。「災害時に困ることに」については、「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備や生活環境が不安」といった意見が多くみられました。また、「避難行動要支援者名簿」について、22.2%の人が「登録したいが、まだしていない」と回答しました。

## 【施策の展開】

施策	内容
「避難行動要支援者名簿」への登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、一人で安全に避難できない人のため、制度の周知と事前の名簿への登録を推進します。</li> </ul>
避難支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人に配慮した避難所整備の理解を深め推進します。</li> <li>・通所している人が、迅速に避難できるよう障害福祉サービス事業所と連携し、避難計画等の作成を推進します。</li> </ul>
緊急通報システム（NET119）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚や言語に障がいがあり音声による119番通報が困難な人が、携帯電話やスマートフォンで通報ができる、緊急通報システム（NET119）の周知と登録を推進します。</li> </ul>
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や相談支援事業所と連携し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。</li> <li>・消費生活センターを中心に、広報誌等を活用し、悪質商法等の消費者トラブルの情報を提供し、犯罪の防止に努めます。</li> </ul>



# 常陸太田市成年後見制度 利用促進基本計画（障害分野）

## 【計画策定の目的】

成年後見制度は、認知症や知的障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として、平成 12（2000）年に介護保険制度と同時にスタートしました。日常生活での判断等に不安を抱える人へのサポート、障がい者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。しかしながら、当該制度の利用者数は、認知症高齢者等の数などと比較すると著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

そのような中、平成 28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村に対し、制度の利用を促進する体制整備に努めることが明示されました。また、利用促進法第 14 条第 1 項において、市町村は国の基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされていることから、当市の障害分野における成年後見制度の利用促進に向けた取組の方向性を明らかにするため、この計画を定めるものです。

### 【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

#### （市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 【基本目標】

### 基本目標 1 利用者に寄り添った制度の運用を進めます

権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活等ができるよう、本人の意思を十分尊重するための意思決定支援を大前提とした上で、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。

### 基本目標 2 地域ネットワークの活用と担い手の育成に努めます

権利擁護支援・制度利用促進機能の強化に向けて、保健・医療・福祉・司法を含めた地域のネットワークを活用し、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援等まで、幅広い支援に努めます。

### 基本目標 3 制度の利用を促進するための周知・啓発を行い、安心して利用できる環

#### 境整備に努めます

制度の理解を図るための周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。また、各関係機関等のネットワークにより、利用ニーズを把握するとともに、支援が必要な人の早期把握と早期支援に努めます。

## 【利用促進に向けた施策】

### (1) 成年後見制度利用支援事業

#### ・市長申立ての活用

成年後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等が申立てを行うことが難しい場合、代わって市長が家庭裁判所に申立てを行います。

#### ・後見人報酬費用助成（市長申立てに限る）

成年後見人等に就任した場合、成年後見人等は家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、裁判所がその報酬額を決定します。被後見人の資力が乏しく、財産から報酬が確保できない場合、裁判所が決定した報酬額の全部または一部を市が助成します。

### (2) 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備

制度の理解を図るために、多様な広報媒体等を活用して、情報発信を行います。また、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、家庭裁判所と連携します。なお、日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携を図ります。

## 【利用状況及び活動指標】

### (1) 常陸太田市における成年後見制度の利用状況

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
23人	0人	0人	0人	23人

出典：令和5年（2023年）10月2日 水戸家庭裁判所報告

### (2) 成年後見制度利用支援事業の活動指標

支援項目	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立 (障害分野)	0件	1件	2件	3件	3件	3件
報酬助成 (障害分野)	3件	1件	2件	3件	3件	3件

# 資料編

## 1 計画策定の経過

年	月 日	内 容
令和4年	11月～ 12月	障害福祉に関するアンケート調査の実施
令和5年	1月	令和4年度第2回市障害者自立支援協議会 ・計画策定のためのアンケート調査について ・計画の基本方針等について
	6月15日	令和5年度第1回市障害者自立支援協議会 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績評価について ・計画策定に向けたアンケート結果について
	9月11日	計画策定のための相談支援事業所ヒアリング
	12月18日	令和5年度第2回市障害者自立支援協議会 ・相談支援事業所ヒアリング結果報告について ・障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の素案について
令和6年	1月22日	パブリックコメント（2月20日まで）
	3月5日	令和5年度第3回市障害者自立支援協議会 ・パブリックコメントでの意見について ・障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の最終案について
	3月29日	障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定

## 2 常陸太田市障害者自立支援協議会委員名簿

氏名	所属	役職
和田 守男	常陸太田市身体障害者福祉会副会長	委員
平山 殖	常陸太田市医師会渡辺医院院長	委員
堀江 美恵子	ひたちなか保健所健康増進課長	委員
高塩 幸子	メンタルサポートステーションきらり施設長	副会長
橋本 重信	常陸太田市社会福祉協議会くらしさぽーとグループ長	委員
榎 貴義	有限会社ワコー介護サービス管理者・相談支援専門員	委員
平根 朋幸	社会福祉法人朋友会理事長	委員
木村 亮	株式会社いばらきのケア障がい事業部長	委員
酒井 秀寿	常陸太田市民生委員児童委員協議会	会長
神山 茂俊	茨城県立常陸太田特別支援学校教頭	委員
小室 匠	常陸大宮公共職業安定所就職促進指導官	委員
佐川 和広	常陸太田市商工会事務局長	委員
白井 正美	常陸太田市人権擁護委員協議会	委員
佐藤 友美	常陸太田市障害者相談員	委員
福地 壽之	常陸太田市太田地区ボランティア連絡協議会会長	委員

(順不同, 敬称略)



**常陸太田市障害者計画**  
**常陸太田市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画**

令和6年（2024年）3月発行

発行 常陸太田市

編集 保健福祉部福祉事務所社会福祉課

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690 番地

TEL 0294-72-3111（代表）

FAX 0294-72-3083

<http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>